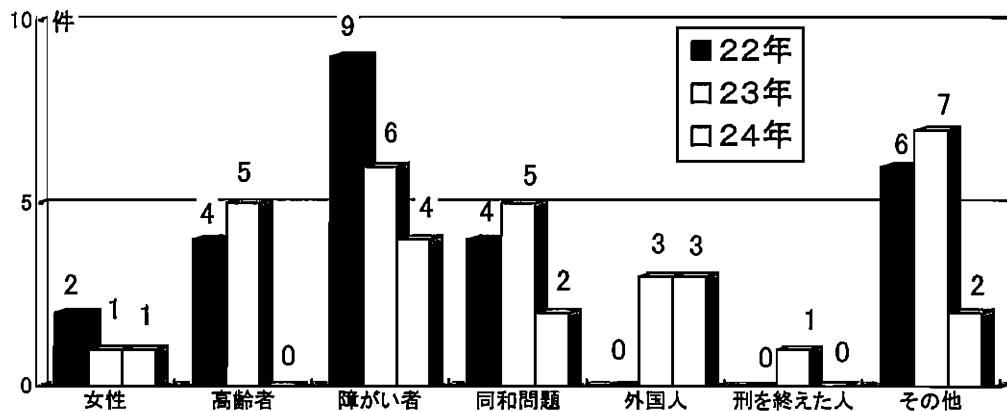


同和問題

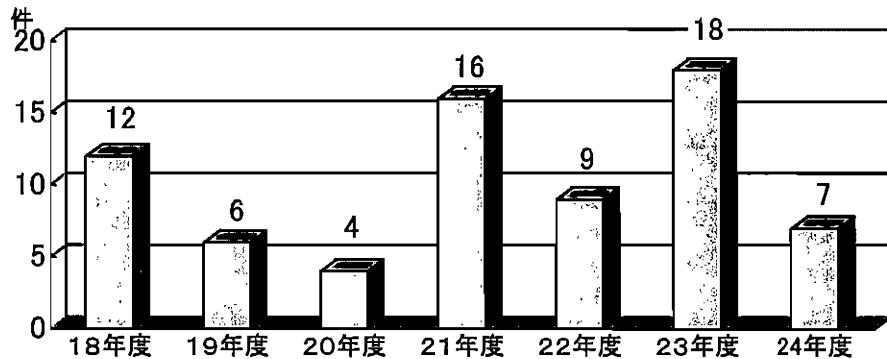
■ データからみた状況

【関連データ1】津地方法務局管内人権侵犯事件の差別待遇受理件数



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



資料:三重県人権センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】津地方法務局管内の人権侵犯事件の差別待遇にかかる新規受理件数の合計は、平成24年においては、前年に比べて16件減った12件となっており、「同和問題」の件数は3件減って2件となっています。

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成23年度において18件と増加しましたが、平成24年度は7件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成 12 年 12 月施行)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正 (平成 23 年 4 月)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連では、人権小委員会において「職業と世系に基づく差別」について重要な人権課題としてとりあげられてきている中、2006（平成 18）年 3 月に、国連の人権問題への対処能力強化のため、人権小委員会に替わり、総会の下部機関として人権理事会が設置されました。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを見知する「本人通知制度」が、平成 22 年 6 月から大阪府狭山市において全国で初めて始まりました。こうした「本人通知制度」の導入は、全国の市町村に広がりつつあります。
- 国家資格を持つ行政書士等が「職務上請求書」を不正使用して戸籍謄本や住民票の写しを不正取得し、報酬を得て第三者に提供する事件が発生しており、平成 24 年 9 月にも不正を行った司法書士等とともに「情報屋」と呼ばれる調査会社が摘発、逮捕されました。
- 平成 19 年、不動産会社がマンション建設等に先立ち、その建設予定地にかかる土地調査を廣告会社に調査依頼し、廣告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する中で、リサーチ会社等が同和地区の所在など差別につながる土地調査を行っていた事が、大阪府で発覚しました。大阪府は、このような調査を規制するため、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を平成 23 年 3 月に一部改正（同年 10 月 1 日施行）し、土地調査を規制の対象に追加しました。

【三重県の状況】(平成 24 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 放送メディアを活用した啓発として、テレビスポットを放映するとともに、人権メッセージを募集し、1,866 点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成して、県内主要駅に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。また、土地差別調査問題に対する県民向け啓発資料の作成と講演会を実施しました。今後も、同和問題をはじめとした人権課題を知識として捉えるだけではなく、日常生活の中で行動に移していくような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業（土地差別研究啓発事業）／環

境生活部人権センター]

- ② 同和問題の解決をめざして、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座を開催しました。今後とも、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 「えせ同和行為」に対しては、その対応に関する冊子を県関係機関、市町などに配布しながら、啓発に努めています。

今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、えせ同和行為の排除に向け取り組んでいく必要があります。〔関連取組（えせ同和行為への対応取組）／環境生活部人権センター〕

- ④ 平成23年度に実施した宅地建物取引における人権に関するアンケート調査において、宅地建物取引業者をはじめ、賃貸住宅の家主並びに県民への啓発の重要性が明らかになったため、業界団体と連携して、宅地建物取引業者や賃貸住宅の家主並びに店舗へ来店される県民向けの啓発資料を作成し、県内に事務所を有する全ての宅地建物取引業者に送付するとともに、業界団体が実施する研修会で周知を図るなど啓発に努めました。

今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会など啓発活動を実施していく必要があります。〔関連取組（宅地建物取引業者への対応取組）／国土整備部建築開発課〕

（2）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 教職員が人権問題についての認識を深め、すべての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。

また、実践的なリーダーの養成を図るために、三重県人権大学講座に4人派遣しました。今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るための研修を実施していく必要があります。〔学校教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の活用促進を図るため、県内の教職員を対象にした連続講座を実施しました。教職員のニーズを的確に把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 県内市町に対し、文書による人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を推進していく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

（3）同和問題の解決に向けた自己実現がはかれる社会環境づくり

- ① 地域福祉と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などの取組に対して支援を行いました。

今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行って

いく必要があります。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕

- ② 隣保館のバリアフリー化など機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成24年度は、3市3件で大規模修繕等が実施されました。

今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。

〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

- ③ 庁内の推進組織として、人権監等会議を開催し、情報共有を行うとともに、同和問題の解決に向けた施策等の総合調整を行いました。また、市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、情報交換を行うなど、同和行政の円滑な推進に努めました。今後も、同和問題に係る課題へ迅速に対応するため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

〔同和行政の総合推進／環境生活部人権課他〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、「ネットモニタリーリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。

インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

- ② 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。

今後も、相談員の資質向上を図るとともに、他の専門相談機関との連携を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）県内の宅地建物取引業者の団体では、県と連携して、会員を対象とした土地差別調査問題等に関する人権研修会を企画、実施するとともに、同和地区の所在に関する問い合わせには応じない旨を顧客へ呼びかける啓発ステッカーの掲示を各店舗で展開するなど、宅地建物取引に係る人権問題の解消に向けた啓発に取り組んでいます。

○ [住民組織]

（事例1）保育所、幼稚園から小・中・高等学校までの「18年間（社会への）の育ちプログラム」づくりを通して、教育関係機関と家庭、地域が連携し

て取組を行っている地域があります。同和問題を中心に据えて、地域と一体となった人権教育の実践を進めるとともに、雇用にかかる連絡調整会議の開催や情報交換を重ねることで、進路保障の取組を続けています。

(事例2) 地域の園児・児童・生徒、保護者、地域住民、諸団体が参加する人権イベント「ヒューマンフェスタ」を開催している地域があります。校区の児童・生徒による人権学習の発表や、模擬店などの多彩な催しを通じて地域住民の交流を促進し、人権啓発の効果を高めています。

○ [学校]

(事例1) 中学校区内の小学校、幼稚園、保育所で組織された、ある人権ネットワーク委員会では、「この地域において、同和問題についての啓発がもっと必要だ」という観点から、各小学校区で人権講演会を実施し、保護者や地域住民の参加を促すとともに、子ども人権フェスティバルの開催等を通じて、一人ひとりの子どもの育ちを支える取組を行っています。また、保護者や若い世代の教職員や保育士を対象とした研修会を企画しています。

(事例2) ある保育所の「親の会」は、自分たちの子どもが差別に負けない子どもに育ってほしいという思いから設立されました。親の会の学習会を通じて、保護者同士のつながりが新たに生じるとともに、同和問題を学びたいと感じる保護者も増えつつあります。保育所では、絵本の読み聞かせを通じた親子の関係づくりを大切にしており、親の会は貸し出し用の絵本の修理にも取り組んでいます。

○ [NPO・団体等]

(事例1) 市内の教育集会所を拠点に行われている高校生友の会（青少年友の会）や青年の活動を束ねる広域ネットワーク組織があります。この組織では、「差別を許さない」という思いをもった青少年が互いにつながりを深め、広げていくことを目指して、交流会活動を展開しています。

(事例2) 同和問題をはじめとする人権問題の学習の場を有志で立ち上げた団体があります。地域での差別事件をきっかけに、自分たちの考え方や思いを発信していく必要性に気づき、同和問題を題材にした寸劇を取り入れた講演会を開催してきました。さらに、男女共同参画に関する紙芝居の発表など、啓発の幅を広げるとともに、発表後にメンバー一人ひとりが自分の思いを伝えるなど、さまざまな試みを行っています。

(事例3) 地域の企業、宗教団体、医師会、労働組合、行政職員、教職員等が集結し、同和問題をはじめとするすべての差別をなくすための継続的な活動に取り組んでいる団体があります。毎年、研修会の開催（年2回）とともに、「反差別のつどい」を開催し、広く市民に学習の機会を提供しています。また、啓発横断幕を手作りで作成し、地域のお祭りに掲げたり、駅周辺に常時設置するなど、継続的な啓発活動にも取り組んでいます。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などに取り組んでいます。
- 伊賀市は、「伊賀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」を制定し、平成24年11月1日から施行しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しました。

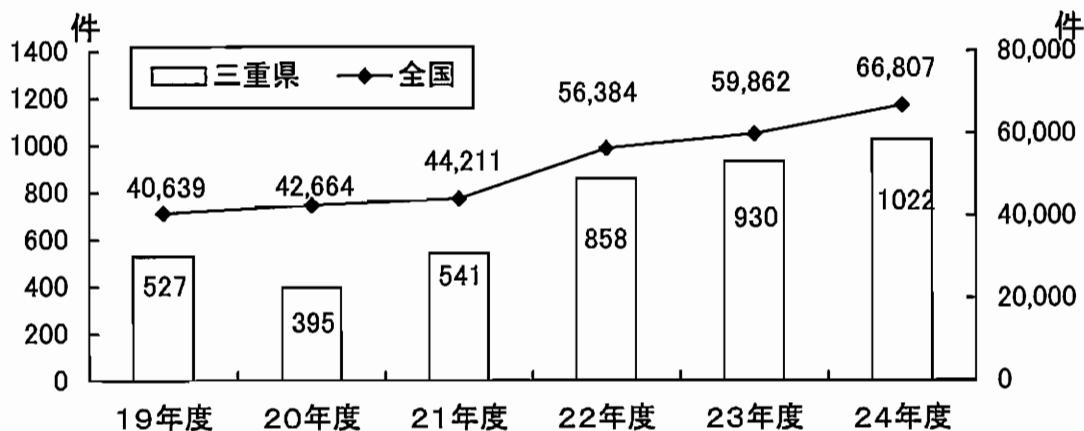
■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 同和問題の解決に向けた取組においては、「差別をしない、させない、許さない」ということを引き続き人々の心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした人権講座等の開催に引き続き取り組んでいきます。
- 地域や生活などの身近な場面において、人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、啓発を進めていきます。引き続き、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒を対象にした人権ポスター・人権メッセージを募集し、これらを活かした人権カレンダーの作成などを行います。
- 平成23年度に実施した宅地建物取引における人権に関するアンケート調査結果で明らかになった人権問題の実態を解消するために、県、宅地建物取引業者及び業界団体の役割を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を策定し、県内に事務所を有する全ての宅地建物取引業者に送付し、業界団体が実施する研修会等において、周知を図っていきます。
- 同和問題に起因する差別事象が発生していることから、同和問題の正しい理解と認識を深め、部落差別を許さない社会を実現するため、土地差別問題に関する調査、分析・研究を実施するとともに、啓発資料を作成し、学習会の開催等に取り組みます。
- インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。また、ネットモニターリーダー養成講座を開催し、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- 住民交流の拠点として地域に密着したコミュニティセンターとしての機能が期待されている隣保館において、引き続き相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業など、さまざまな活動を実施していくよう支援を行っていきます。
また、インターネット上の差別事象については、最近大きな課題となっていることから、市町の隣保館でインターネット上の差別事象に対するモニタリングを行う場合、隣保館モデル事業に位置づけて支援を行います。

子ども

■ データからみた状況

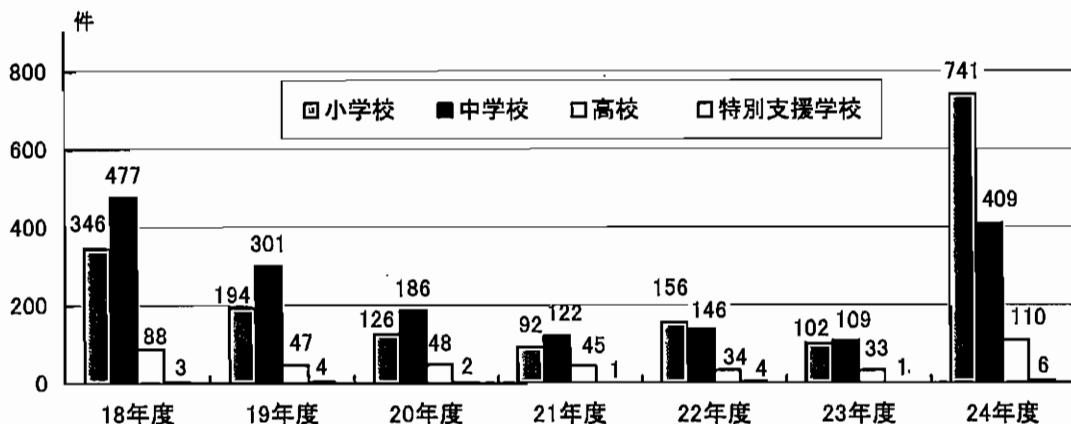
【関連データ1】児童虐待相談件数の推移（全国・三重県）



※24年度の全国件数は速報値です

資料：(全国) 厚生労働省(県) 三重県児童相談センター調べ

【関連データ2】いじめの認知件数の推移（三重県）



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（三重県教育委員会）

データに関するコメント

【関連データ1】児童相談所では子どもの養護や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、平成12年度以降全国集計では年々増加を続けています。平成24年度の相談件数は1,022件と過去最高の件数を記録し、4年連続の増加となりました。相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

【関連データ2】平成24年9月に実施した「いじめ問題に係る緊急調査」におけるいじめの認知件数は、小学校741件、中学校409件、高等学校110件、特別支援学校6件の計1,266件となっていました。平成23年度と比較すると約5倍の増加となっています。

【関係法令等の動き】

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の制定（平成 11 年 5 月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正〔児童の安全確認等のための立入調査等の強化、要保護児童対策地域協議会の設置等（平成 20 年 4 月施行）〕
- 「少年法」の改正〔犯罪被害者やその家族の少年審判傍聴が可能に（平成 20 年 6 月施行）〕
- 「民法」および「児童福祉法」の改正〔親権停止制度の新設等（平成 24 年 4 月施行）〕
- 「いじめ防止対策推進法」の制定（平成 25 年 6 月公布）
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定（平成 25 年 6 月公布）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成 16 年 4 月施行）
- 「三重県子ども条例」の制定（平成 23 年 4 月施行）
- 「三重県人権保育基本方針」の策定（平成 13 年 7 月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成 21 年 2 月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成 22 年 3 月）
- 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成 22 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、1989（平成元）年秋の総会において、18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、「児童の権利に関する条約」を全会一致で採択しました。1990（平成 2）年に日本はこれに署名し、1994（平成 6）年に批准しました。
- 「児童の権利条約」批准に伴い、いじめ、体罰、虐待などの子どもの権利侵害から子どもを救済・予防するため、法務省では、平成 6 年から「子どもの人権専門委員」を設置しました。
- 平成 12 年 11 月の「児童虐待防止法」施行以降、厚生労働省では、さまざまな施策を推進し、児童虐待防止に関する理解や意識の向上を図ってきましたが、児童虐待事件は後を絶たず、子どもの生命や身体の安全に関わる事件が発生しています。このため、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の新設等を内容とした民法等の改正が行われ、平成 24 年 4 月から施行されています。
- 平成 23 年に大津市で起きた、いじめによる中学生の自殺をきっかけに、各地でいじめの実態把握や防止に向けての取組が行われています。岐阜県可児市では、いじめ防止は社会全体で取り組む重要課題であることを宣言し、その対策を実施するための、「可児市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 24 年 10 月 3 日施行）を制定しました。
- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 6 月に制定されました。同法は、いじめの防止等のための対策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定等について定めています。

- 平成 24 年に大阪市で起きた、部活の顧問による体罰により、生徒が自殺した事件を受けて、教職員等による体罰の防止についての取組がなされています。
- 貧困の状況にある子ども等の健やかな成長及び教育の機会均等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に制定されました。同法は、子ども等の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子どもの貧困対策の当面の目標及び子ども等の貧困対策に関する計画の作成等について定めています。

【三重県の状況】(平成 24 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組

- ① 平成 23 年 4 月に、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」を施行し、さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めていくため、条例の広報啓発を行いました。また、平成 24 年 3 月に発行した「みえの子ども白書 2012」をテーマにフォーラムを開催し、白書からみえる課題と子どもの発表をもとに、子どもにどう寄り添えばいいのか、地域での子ども支援への理解を深める機会を設けました。[子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課]
- ② 地域社会全体で児童虐待から子どもを守る気運を醸成するため、11 月の子ども虐待防止啓発月間に、子ども虐待防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会などを実施しました。引き続き、啓発を行い、児童虐待の防止につなげていく必要があります。[児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]
- ③ 児童・生徒からのポスター募集や人権フォトコンテスト・人権メッセージの募集を行い啓発に活用しました。また、差別をなくす強調月間において、パネル「東日本大震災～被災地の子どもたちからのメッセージ～」を三重県人権センターで展示しました。

今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者をはじめとする多様な主体との一層の連携が必要です。[人権啓発事業／環境生活部人権センター・各県民センター]

- ④ 青少年や地域社会に大きな影響力を持つ、スポーツ組織（日本サッカーリーグなどしこ加盟 FC くノ一）と連携した人権啓発冠試合の開催、街頭啓発等、子どもの人権擁護と青少年の健全育成を目指した啓発事業を実施しました。[人権啓発事業／環境生活部人権センター]

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

- ① 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にする心を育てる保育を推進するため、県内 8 箇所で合計 18 講座の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。[人権

保育専門研修事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課】

- ② 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その調査内容をリーフレットとして作成し、県内全保育所で活用できるように配付しました。【人権保育推進支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課】
- ③ 県内 6 地区で高校生等を対象に「地区別人権学習活動交流会」を開催するとともに、「人権まなびの発表会」を開催するなど、学校間の交流を図りました。今後は一連の活動が各県立学校内での取組に十分反映していけるよう、各校での取組の充実を図る必要があります。【人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課】

(3) 子どもの権利擁護のための取組

- ① 市町の児童相談体制の強化支援を目的に、全ての市町と定期的協議を実施し、それに基づき、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーの派遣や市町職員に対する研修等の充実を図りました。引き続き、市町支援を行い、県全体の児童相談体制の強化を図る必要があります。【児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課】
- ② 子どもが悩みを相談できる窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を平成 24 年 2 月設置し、平成 24 年度は 3,445 件の相談を受けました。子ども自らが課題と向き合い、解決に向かおうとする姿に寄り添うとともに、子ども自らでは解決が難しい案件について、危険の回避や子どもを取り巻く側の問題解決に向けて、児童相談所や教育委員会など関係機関との連携の強化を図りました。【子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課】
- ③ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校の計 313 校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るために、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを 4 名配置し、学校への支援を行いました。【スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課】
- ④ 他県での深刻ないじめ事案が社会的な問題となったのを受けて、平成 24 年 7 月に知事、教育委員会委員長による「かけがえのない命！いじめを許さない緊急アピール」を発表し、かけがえのない子どもたちの命を守るために、子どもたちに関わる全ての人に対して積極的な行動を行うよう呼びかけました。また、平成 24 年 9 月には「いじめ問題に関する緊急調査」を実施しました。【いじめ問題緊急対策／教育委員会生徒指導課】
- ⑤ いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知として、児童・生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を平成 24 年 7 月、12 月、平成 25 年 3 月に配布しました。また、いじめに関する教職員用リーフレット「一人ひとりの子どもが輝くために」及び保護者用リーフレット「STOP！いじめ」を平成 24 年 10 月にそれぞれ発行しました。【生徒指導・進路指導総合連携事業／教育委員会生徒指導課】
- ⑥ いじめや不登校の未然防止を図るため、「魅力ある学校づくり」について調査研

究を行い、実践研究校の成果や取組について国立教育政策研究所主催の中部ブロック協議会（全国を3カ所に分けたブロック）において、県内の学校や教育委員会に周知しました。また、教育支援センターの活動を充実するために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間5回実施するとともに、教育支援センタースタッフガイドの活用の促進を図るとともに、フリースクール等民間施設との連携を進める取組を支援しました。〔いじめ・不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕

- ⑦ 学校教育の諸活動の中において、教員の体罰等の事案が発生したことから、平成24年12月に検討会議を開き、その要因分析と今後の対応方策を検討し、報告書にとりまとめました。また、平成25年1月の文部科学省通知を受けた調査でも、あらためて実態が明らかになりました。

検討会議の報告書に基づき、体罰等の防止を目的とした、運動部活動指導者研修会を開催しました。また、体罰を受けていることを、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、平成25年2月、三重県総合教育センター新たに「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、生徒や保護者等からの相談に対応しました。さらに、映像教材「教育活動における体罰の防止」の作成を行いました。〔体罰等の防止のための取組／教育委員会事務局関係各課〕

（4）子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 少子化や核家族化の進行、子どもや子育てをめぐる環境が変化する中で、子育て中の親の不安感の増大といった問題が生じています。このため、地域等と連携した途切れのない子育て支援として、子育て相談広場事業、一時保育サービス事業を実施した市町に対して支援を行いました。〔マイ保育ステーション事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ② 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成25年3月末現在1,124会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止啓発キャンペーン」などを行いました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課〕
- ③ 家庭や地域において、子どもの育ちを理解し子どもを見守り支えていける大人を育成するために「子育ちサポート講座」を実施しています。平成24年度は出前講座28回、公開講座2回を実施し1,532人の「子育ちサポート」を養成しました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課〕
- ④ 発達障がい児に対する早期支援を図るために、市町の保健師・保育士・教員を1年間あすなろ学園に受け入れ、専門支援を学び、市町の核となる「みえ発達障がい支援アドバイザー」5人を養成しました。

平成25年4月には18市町で総合相談窓口・機能が設置されていますが、引き続き、市町職員の人材育成を支援し、県全体に支援体制が広まるよう取組を展開していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ⑤ 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、いじめなどの背景にあるものを解決し未然に防止することを目的にした地域連携の仕組みである

「子ども支援ネットワーク」(注)を、10中学校区に構築しました。その中で、地域住民や保護者、大学生等が子どもの学習意欲の向上について協議し、学習支援を行う「子ども学習教室」の取組や、地域の高校生や青年の協力のもと「高校体験」を実施し、子どものキャリア形成を図る取組など、学校と地域が一体となった活動を展開しました。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）県が行っている「みえのこども応援プロジェクト」の趣旨に賛同し、協賛する企業や個人が、県と協働してプロジェクトを進めています。このプロジェクトの一環として、四日市市内のショッピングセンター内に「よっかいちステーション」を開設し、子どもの育ちや子育てを支援する企業や団体が参加して、太鼓体験や工作体験、おもちゃやの病院などのイベントを開催しています。

（事例2）県は、三重の子どもたちが健やかに成長していくことのできる環境をつくるため、子育てをしている家庭を社会全体で応援するためのキャンペーンを展開しています。その一環として、県内の企業や商店等が子育て家庭に対して、特典や割引などのサービスを提供する事業を実施している企業があります。

（事例3）仕事と子育ての両立のため、育児休業期間の延長や育児短時間勤務制度などを盛り込んだ「わくわく子育てサポートプラン」を実施している企業があります。

（事例4）「みえ次世代育成応援ネットワーク」に参加し、11月の子ども虐待防止啓発月間には社員全員でオレンジリボンを付けている企業があります。また、子育ちサポーターの育成のために、子育ち講座の会場に会議室を提供しています。また、不登校生徒の職場体験学習を受け入れ、道路工事現場などの体験学習を実施しています。

○ [NPO・団体等]

（事例1）乳幼児を抱える母親に向け、地域に密着した子育て情報を発信するため情報誌を発行したり、母親が子どもを預けてホッと一息つけるネットワークづくりの交流拠点の開設・運営をめざしている団体があります。また、他県などから転入した母子が地域の文化や自然を体験できるイベントの開催や、主婦が短時間就業できる「マザー・ワーク・ステーション」の開設・運営などを展開しています。

（事例2）子ども・大人、一人ひとりの自己肯定感の向上をめざして活動している団体があります。あらゆる暴力（いじめ・DV・虐待・自傷・自殺）の予防を視野に入れ、さまざまな講座や講演会の開催を通じ、一人ひとりが可能な限り自立したうえで、互いに助け合い・支援できる地域の実現をめざしています。

（2）市町の取組事例（主な取組事例の紹介）

- 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。
また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。
- 各市町において、発達障がい児等への途切れのない支援を行うための福祉、教育、保健が連携した総合相談窓口・機能の設置が進んでいます。
この取組は、津市、四日市市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、伊賀市、いなべ市、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、川越町、多気町、大台町、玉城町、南伊勢町、度会町で行われています（平成25年4月1日現在19市町）。
- 「子ども人権フォーラム」が各市町で開催されるようになり、小学生や中学生がこれまで人権について体験したことや学習したことをふまえて自分の考え方や意見を交流する場が整ってきています。
- 伊賀市では、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、平成24年9月から「学校いじめ問題相談員」を設置しました。学校評議員、学校評価委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等から校長が推薦し、市教育委員会が住民133人を委嘱しました。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、県民が行う活動への支援などに取り組みます。
- 児童虐待相談件数は、依然として増加傾向にあり、また、平成24年に発生した2件の死亡事例に対する三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証を踏まえ、引き続き各市町との定期協議により、市町の実情に応じた支援を行い、市町や要保護児童対策地域協議会等の対応力向上を図るとともに、児童相談センターの組織強化や専門性の向上等職員の人材育成を図ることにより、児童虐待の防止に的確に取り組んでいきます。
さらに、11月の子ども虐待防止啓発月間において、関係機関・団体等の協力を得て、子ども虐待防止啓発キャンペーンを行い、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 育児に不安や悩みを持つ親子に対する相談や援助を行うため、地域において親子の交流の場の提供や相談を行う地域子育て支援センターの事業を支援していきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所の保育士、児童養護施設等の職員を対象に多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、引き続き「子ども支援ネットワーク」のモデル中学校校区数を増やしていくとともに、すべての中学校校区においてこのネットワークが構築されるよう、市町教育委員会との連携をより一層深め、モデル中学校区の取組を県内に広く発信していきます。

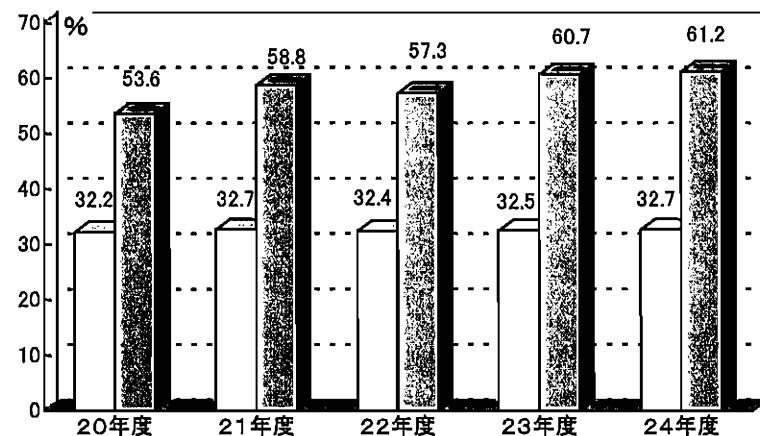
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、引き続き、市町の人材育成を行い、総合相談窓口・機能の整備促進を図ります。

注) 子ども支援ネットワーク → P. 41 (注) 参照

女性

■ データからみた状況

【関連データ1】県の附属機関（審議会等）の委員の男女構成比等の推移

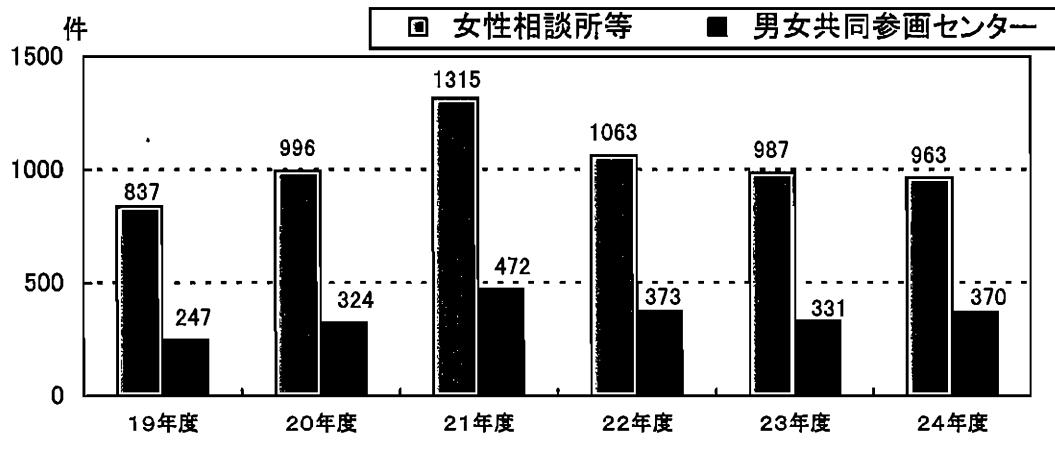


□ 県の審議会等における女性委員登用率

□ 男女の一方が40%未満にならない附属機関(審議会等)数の割合

資料:三重県調べ

【関連データ2】県内DV相談件数の推移



資料:三重県調べ

データに関するコメント

【関連データ1】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」(平成24年4月1日改正)に基づき、県の附属機関の男女の委員構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めた結果、平成24年度の女性委員の登用率、男女の委員構成が均衡の取れた附属機関数の割合はともに前年度を上回り、徐々に女性の参画が進んでいます。

【関連データ2】

平成24年度のドメスティックバイオレンスにかかる相談件数は、女性相談所等・男女共同参画センターとともに依然として高い水準にあります。

【関係法令等の動き】

- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成 11 年 6 月施行）
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正（平成 19 年 4 月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の改正（平成 26 年 1 月施行）
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正（平成 22 年 6 月施行）
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改正（平成 22 年 6 月）
- 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定（平成 22 年 12 月）
- 「三重県男女共同参画推進条例」の制定（平成 13 年 1 月施行）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成 23 年 3 月）
- 「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」の策定（平成 23 年 3 月）
- 「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」の策定（平成 24 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等で構成された「ワーク・ライフ・バランス（注）推進官民トップ会議」において、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました（平成 22 年 6 月に改定）。これにより、多様性を尊重しながら、仕事と生活が好循環を生む社会をめざした取組が行われています。
- 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、平成 24 年 6 月に『「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～』が決定されました。行動計画では、男性の意識改革と実質的な機会均等を実現するための思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）に公務員から率先して取り組むことで、民間企業・団体、地方公共団体等にも取組を広げていくとしています。
- 国は、社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度にすることを目標に取組を行ってきましたが、その進捗は十分でなく国際的にも低水準にあることから、平成 20 年 4 月に「女性の参画加速プログラム」が策定され、トップ層への働きかけ等、女性の参画促進のための基盤整備を行うとともに、参画が進んでいない分野に焦点を当て、地方公共団体や民間団体等と協働して戦略的に取り組んでいます。
- 国連の「女子差別撤廃委員会」から、平成 21 年 8 月に、女子差別撤廃条約にかかる日本の取組状況について最終見解が出され、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が指摘されました。

これらを踏まえ国では、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、平成 22 年 12 月に閣議決定されました。

- 「育児・介護休業法」が改正され、平成22年6月から、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立が義務化されるとともに、父親も子育てができるよう、父母とともに育児休業を取得する際に、育児休業期間が2か月延長される（パパ・ママ育休プラス）等の制度支援が行われています。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）（注）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共に電話による相談窓口を開設しています。
- 「配偶者暴力防止法」が改正され、平成26年1月3日から、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすいことから、配偶者からの暴力に準じて配偶者暴力防止法の対象とすることとなりました。

【三重県の状況】（平成24年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）女性の地位向上と政策決定の場への参画促進

① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等の男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう働きかけました。

今後も、総合的な女性の人材発掘に努めるとともに、女性委員のいない附属機関等について、その解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

② NPO等からの協働事業提案採択事業における新しい公共の場づくりのためのモデル事業を活用し、男女共同参画みえネットが提案した「意思決定の場への女性の参画を促進するための事業」を、四日市市、亀山市、伊賀市、伊勢市、志摩市の5市で協働して実施しました。〔関連取組（男女共同参画連絡調整事業）／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

① 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、男女がともに自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みについて、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談、健康相談）や男性のための電話相談などの相談事業を実施しました。

今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

② 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、女性のためのエンパワーメント講座や地域リーダー養成講座、男性の意識改革を図る講座等を開催し、男女共同参画意識の普及を進めました。

広く男女共同参画意識の普及を進めるため、女性のみならず幅広い層から新規講

座参加者が得られるよう、企画内容、開催日時の設定、周知方法等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

(3) 男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援などに積極的に取り組む県内企業等 68 法人を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、さらに認証された企業等の中から、特に意欲的な取組を行っている 4 法人を表彰し、その取組を紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを行い、特に中小企業の事業主への啓発を行いました。

今後、認証制度への登録企業等を拡大するため、さらに効果的な制度の啓発を行い、より多くの事業主等の取組の推進を支援する必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて伊賀市と協働し、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）では、DVや性別に基づく様々な困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けた周知・啓発に努めるとともに、無関心層に対する取組を引き続き強化していく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② デートDV防止について、高校生等若者を対象にデートDV防止の出前講座（29回）を実施したほか、県立高校（全日制）の全生徒に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行いました。〔DV対策基本計画推進事業費／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ③ 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が、県内の高校・大学に通う生徒・学生を対象として、県内初めての「デートDV」に関する大規模調査を実施しました。調査の結果、交際経験のある女性の約 3 人に 1 人がデートDV被害を受けた経験があること等がわかりました。（調査協力：県立高等学校（全日制）全 55 校、私立高等学校 2 校、国公私立大学・短期大学 10 校）〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ④ 三重県女性相談所一時保護所等において、DV被害にあった母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケアなど、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育

て支援課】

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）三重県が認証を行う「男女がいきいきと働いている企業」に68社が認証されました。なお、本年度の認証企業の中から、「株式会社百五銀行」、「マックスバリュ中部株式会社」、「JSR株式会社四日市工場」「シンフォニアエンジニアリング株式会社」が知事表彰を受けました。

株式会社百五銀行は、トップが女性の能力活用方針を明確に示し、男女にかかわらない人材育成を行っています。また、「早帰り日」を設けたり、ファミリー休暇制度や積立有給制度など休暇制度が充実しています。

マックスバリュ中部株式会社は、ほぼすべての職域に女性を配置し、女性の管理職への登用も積極的に行っています。また、結婚・育児等で退職した場合は3年以内であれば再雇用を認める制度を整備しています。

JSR株式会社四日市工場は、女性社員同士が情報交換できるシステムを構築しているほか、育児休業が1年6か月取得可能など子育て支援も充実しており、男性の育児休業取得者も過去3年間で5人出ています。

シンフォニアエンジニアリング株式会社は、有給休暇を60日まで積み立てできる制度により自己啓発、介護、育児等に利用されているほか、産前休暇を8週とするなど子育て支援にも取り組んでいます。

○【NPO・団体等】

（事例1）DV被害者支援や被害者も加害者も作らない社会づくりを目指して、DVに関する相談事業、講演や研修会、情報発信を行っている団体があります。

（事例2）男女共同参画の視点をもったまちづくりと女性支援を目的に活動する団体が、DV被害によって家を出た女性に対して、公的支援を受けるまでの費用としての資金の無利息貸付や、シングルマザーの実態調査などを実施しています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 県内14市の男女共同参画担当者で構成される「CITYネット男女共同参画inみえ」において、業務に関する課題や問題点について、情報交換や意見交換が行われています。
- 県内市町において、平成24年度中に男女共同参画に関する計画等が以下のとおり新たに策定されました。

南伊勢町 平成25年2月 「南伊勢町男女共同参画基本計画」策定

紀北町 平成25年2月 「紀北町男女共同参画基本計画」策定

東員町 平成25年3月 「第2次東員町男女共同参画プラン」策定

明和町 平成25年3月 「明和町男女共同参画基本計画」策定

■ 今後の取組方向（平成 25 年度以降の取組方向）

- 第 2 次三重県男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、平成 24 年 3 月に策定した第一期実施計画に基づき、取組を一層推進していきます。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性登用促進を働きかけるとともに、女性のエンパワメント^(注)を促進する各種取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の是正や男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくりのため、引き続き啓発活動に取り組むとともに、市町や県民、NPO 等と連携・協働しながら、地域における男女共同参画推進のための取組を進めます。また、地域における子育て家庭等に対する相談、情報提供、子育てサークル等の育成活動等を支援しながら、地域で子育てを支援する基盤づくりを進めます。
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画（改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV 防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

注) ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

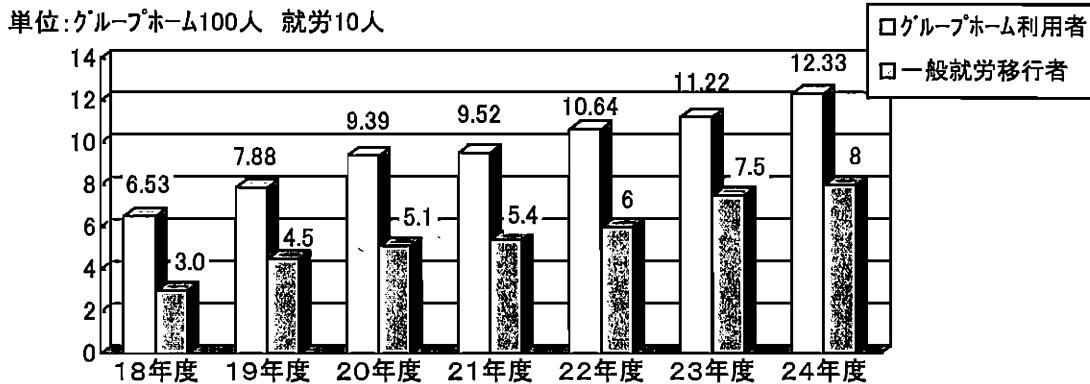
注) DV → P. 51 (注) 参照

注) エンパワメント → P. 46 (注) 参照

障がい者

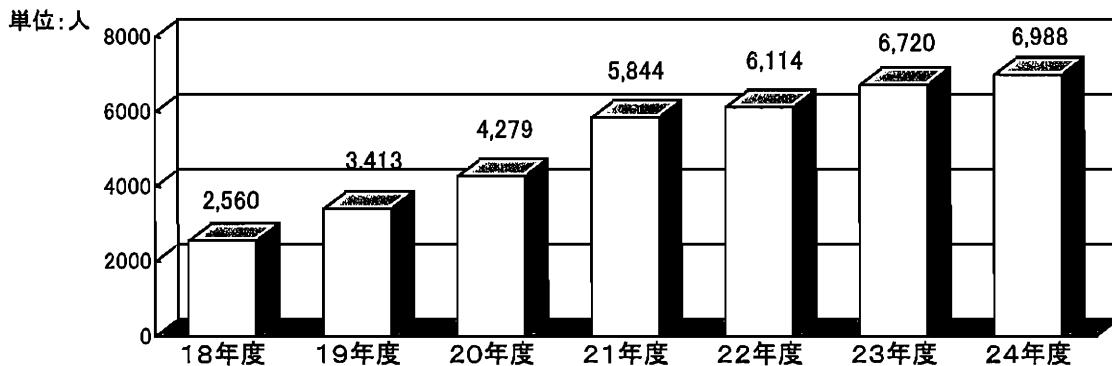
■ データからみた状況

【関連データ1】グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

【関連データ2】障がい者総合相談支援センター登録者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

データに関するコメント

【関連データ1】障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、年々増加していますが、これらの取組は、みえ障がい者共生社会つくりプランに基づき、計画的に進められています。

【関連データ2】県では、「障がい者総合相談支援センター」を障害保健福祉圏域毎に設置するとともに、県内全域では、自閉症・発達障害支援センター等の運営委託を行っており、平成24年度には6,988人の登録がありました。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定（平成 18 年 12 月施行）
- 「身体障害者補助犬法」の改正〔各都道府県等の相談窓口設置の義務化（平成 20 年 4 月施行）、一定規模以上の民間企業での従業員使用の受入義務化（平成 20 年 10 月施行）〕
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成 30 年 4 月施行、一部平成 25 年 6 月、平成 28 年 4 月施行）
- 「障害者虐待防止法」の制定（平成 24 年 10 月施行）
- 「障害者基本法」の改正（平成 23 年 7 月施行、平成 24 年 5 月一部施行）
- 「障害者自立支援法」の改正〔「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更（平成 25 年 4 月一部施行）〕
- 「障害者優先調達推進法」の制定（平成 25 年 4 月施行）
- 「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（平成 28 年 4 月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成 19 年 4 月施行）
- 「第 2 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成 23 年 3 月）
- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定（平成 24 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 2006（平成 18）年 12 月に「障害のある人の権利に関する条約」が国連総会において採択され、2008（平成 20）年 5 月に発効となりました。
- 障がい者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」において、平成 23 年 8 月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられ、この骨格提言を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成 24 年 6 月に成立しました。これにより、障害者自立支援法が改正され、平成 25 年 4 月（一部は平成 26 年 4 月）に施行されました。また、その間、権利条約批准に向け、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」（平成 24 年 10 月施行）が成立、同年 7 月には「障害者基本法」が改正されています。さらに、障害者の就業を支援するため、平成 24 年 6 月に「障害者優先調達推進法」が制定され、平成 25 年 4 月に施行されました。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の改正が平成 25 年 6 月に行われました。
- 障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解

消法)」が平成 25 年 6 月に制定されました。

- 内閣府においては、障がいおよび障がい者に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とするために 5 年に 1 度行われている「障害者に関する世論調査」を平成 24 年 7 月に行いました。
- 奈良県では、障がいのある人たちへの「働きと暮らしに対する支援」と、授産所で働く障がい者の工賃アップを果たすため、行政・経営者団体・労働団体・福祉団体が一体となって一般社団法人を設立し、就労理解促進、商品販路拡大、雇用モデル実践を行う「KIZUNA Cafe」を運営しています。

【三重県の状況】(平成 24 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進

- ① 「障害者週間（12 月 3 日～9 日）」の広報活動として、小・中・高校生の体験作文やポスターを募集しました。これらの事業の実施により、障がい者が地域生活を送る上で必要な支援について、普及・啓発を図っていきます。〔「障害者週間」啓発広報事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 保健所において地域住民や精神障がい者に関わる人々に、正しい知識の普及を目的とした研修会を開催するとともに、精神保健福祉相談を実施しました。また、三重県精神保健福祉協議会など関係団体が行う講演会等について後援を行いました。これからも保健所の活動や関係団体への支援を通じて普及・啓発を図っていきます。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、公開研修会、巡回相談等に積極的に取り組みました。今後もそのニーズは増えることが予想されることから、特別支援学校の教育活動の充実と教職員の専門性向上に向けて支援する必要があります。〔関連取組（早期からの一貫した教育支援体制整備事業）／教育委員会特別支援教育課〕

(2) 地域社会での自立・生活支援の促進と環境づくり

- ① 障がい者の自立した生活の場の確保のため、グループホーム・ケアホーム（注）の整備を図りました。障がいのある人の地域移行を促進するとともに、グループホーム・ケアホームを計画的に整備することにより、地域の重要な資源として積極的にその活用を図ります。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、各障害保健福祉圏域に身体・知的・精神障がいを対象とした総合相談支援センター（注）を設置しました。加えて、専門性の高い相談支援事業として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する相談事業を行っています。また、ピアカウンセラー・ピアサポート（注）の養成を行いました。〔障がい者相談支援体制強化事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 一般就労した障がい者をアフターフォローする就労サポート事業、知的障がい者、

精神障がい者の県庁舎での職場実習などを行いました。また、工賃アップのための共同受注窓口の運営を行いました。

今後は、これらの事業に加えて、先進的な取組である社会的事業所（注）の検討を行います。〔障がい者就労支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ④ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（1駅）のバリアフリー化に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく国の新しい基本方針の達成に向け、国、関係市、交通事業者と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ⑤ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーにより、県内事業所に対して啓発や支援制度についての助言、求人情報の収集を行うとともに事業所等への就労を支援する人材の派遣等を行いました。

県内民間企業における障がい者の実雇用率は、前年から 0.06 ポイント上昇し 1.57%となりましたが、全国平均 1.69%を下回っており、関係機関との連携のもと、障がい者雇用の促進を一層図っていく必要があります。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕

- ⑥ 障がい者の社会参加促進に関する各種事業に取り組む中で、手話通訳者等の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室、障がい者芸術文化祭を行いました。また、新しい要約筆記者養成講座に対応したカリキュラムを作成しました。

障がい者の社会参加を促進するには、地域活動の担い手である手話通訳者等のさらなる人材育成や技術向上が必要です。〔障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ⑦ 障がい者の職業訓練機会の拡大と雇用・就労を支援するため、企業や社会福祉法人などの多様な委託先を活用し、障がい者一人ひとりに応じた職業訓練を行いました。また、特別支援学級・学校などに在籍する生徒の卒業後の職業選択がスムーズに行われるよう、事業所での職場実習に対して支援しました。

今後とも一層公共職業安定所や教育委員会と連携を図り、県内の事業所、学校等への事業周知を行う必要があります。〔障がい者委託訓練・障がい生徒職域開発促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

- ⑧ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するために、職業に関するコース制を導入し、職場実習を中心に据えた教育課程の編成を図りました。

また、生徒の職場実習先及び就労先を確保するため、外部人材を活用して企業訪問による職場開拓を充実させるとともに、他部局、関係機関、企業等と連携し、就労支援を進めました。今後も生徒の進路希望実現のため、就労支援を進めます。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕

（3）精神保健福祉の推進

- ① 精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科救急医療システムを整備するとともに、疾病の重篤化を軽減するよう 24 時間電話相談を開設して、相談・助言により適切な医療が受けられるよう支援を行いました。

これからも精神障がい者や家族等が、24時間電話相談を十分に活用できるよう一層周知する必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障がい福祉課〕

② 入院中の精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するための審査を行いました。入院の妥当性について、引き続き厳格・迅速な対応が求められています。〔精神医療審査会／健康福祉部障がい福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）広報誌など多くの人が目にする印刷物については、誰もが見やすいユニバーサルデザインフォントや、字の大きさ、色彩等に考慮したバリアフリー印刷を中心がけている企業があります。

（事例2）障がい者を、「給料をもらって仕事をするプロ」として信頼して仕事を任せ、障がい者の働きやすい職場づくりを進めるため、それぞれの持つ特性に合わせた作業工程づくりを実施している企業があります。また、地域の特別支援学校から職場体験やインターンシップを積極的に受入れています。

○ [NPO・団体等]

（事例1）当事者自らが運営主体となり、障がい者が当たり前に地域で自立した生活を営むために、居場所の提供やスポーツ、文化活動の支援、相談支援、ピアカウンセラーの養成など精神障がい者の活動支援を行っている団体があります。

（事例2）東日本大震災での障がい者をはじめとする災害弱者の現状を受けて、大災害時にみんなが確実に避難できる体制づくりの確立に向け「災害時における障がい者への合理的配慮・支援の確立に向けた提言」を取りまとめ、県や市町の防災対策に寄与していくことを取り組んでいる団体があります。平成24年度は、県や市町における提言内容の反映状況等について実態把握を行い、平成25年3月にはシンポジウムを開催しました。

（事例3）高齢者や障がい者を狙って、高額な商品を売りつける悪徳商法の被害を防ぐ取組として、相談事業、ステッカーの配布などの啓発活動のほか、市民の目による見守り活動チームを発足させた団体があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたす恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。

○ 鈴鹿市では、“障がいのあるなしにかかわらず、だれもが自分らしく輝くことのできるぬくたい（温かい）町を作ろう”と、地域の学校などの関係団体と保護者や地域の方々が集い、障がい者差別をなくす強調週間実行委員会を組織し、「ぬくたいフ

エスタ」を毎年開催しています。

- 鈴鹿市では、救急隊が本人確認や医療情報を迅速に把握できるように、番号を記載した「救急情報ネックレス」を希望する一人暮らしの高齢者や障がい者に無料配布しました。

■ 今後の取組方向（平成 25 年度以降の取組方向）

- 障がいに関する理解や障がい者の人権について、「障害者週間」での広報活動や県政だよりへの掲載など、機会を捉えて啓発広報を行います。
- 特別支援学校においては、特別支援教育に関する専門性を發揮し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うなど、センター的機能や卒業後の就労・自立の実現に向けたキャリア教育の充実を図ります。
- 地域社会での自立・生活支援の促進に向けて、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう、広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、就労に向けた支援を行います。また、障がい者の日中活動の場の確保及びグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保を支援します。
- 障がい者の就労と職場定着の支援を行うとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社（注）の設立支援や、障がい者雇用アドバイザー等による普及啓発、職場定着を進めるための人材の職場への派遣などにより、障がい者雇用の取組をより一層促進します。また、障がい者の就労支援として、多様な職業訓練を実施します。
- 障がい者が活き活きと働き、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる「場」の創設や、企業等における障がい者雇用が促進される新たな仕組みづくりを検討します。
- 精神保健福祉の推進に向けて、精神疾患の急性発症等に対応するため精神科救急医療システムを整備するとともに、24 時間電話相談により、疾病の重篤化を軽減するよう相談・助言を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行います。
- 障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月 1 日に施行されたことから、市町をはじめ、関係機関、関係団体等に対し法律における障がい者虐待の通報義務等の一層の周知を図るとともに、虐待の通報窓口や相談等を行う市町障害者虐待防止センター、県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす体制の充実を図ります。
- 障害者優先調達推進法の円滑な運用に向けての取組を進めます。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（2 駅）のバリアフリー化等に対し支援するとともに、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく国の中長期方針の達成に向け、事業者、国、関係市町と調整を進めます。

注) グループホーム・ケアホーム
障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注) 総合相談支援センター
県内 9 つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービスを基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。

注) ピアカウンセラー・ピアソポーター
同じ課題や不安などを共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行う「ピアカウンセリング」における相談者や支援者のこと。

注) 社会的事業所

障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

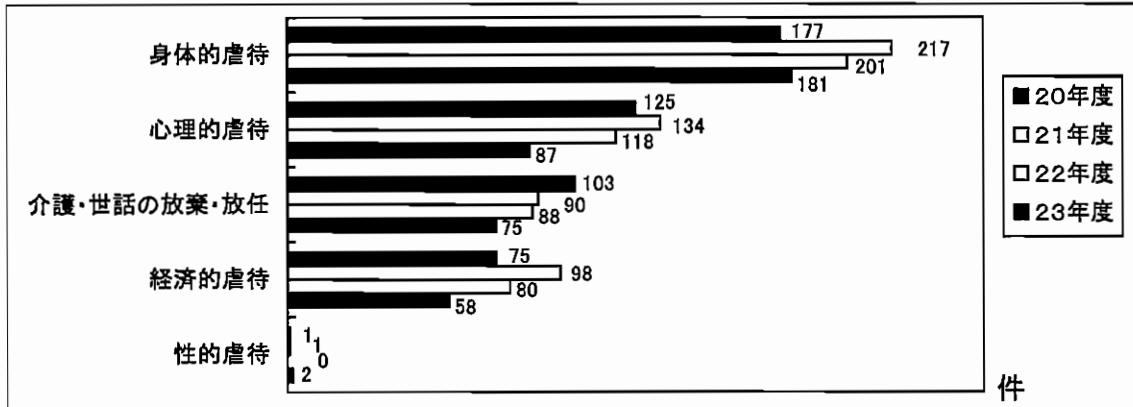
注) 特例子会社

障がい者の雇用促進を目的とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例制度）により、特別に認定を受けた子会社のこと。

高齢者

■ データからみた状況

【関連データ1】高齢者虐待の事実確認状況

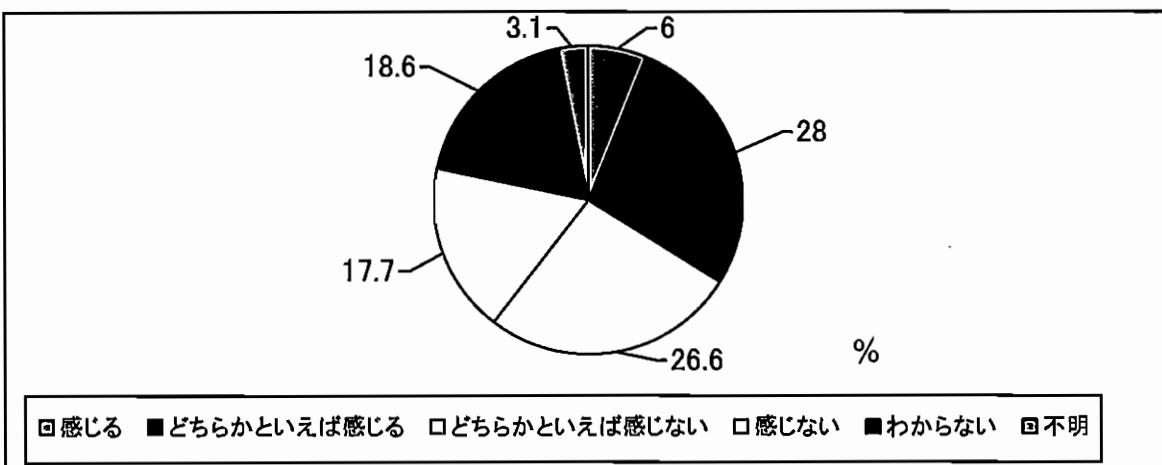


(複数種類の虐待を重複して受けている場合は、重複して計上しています。)

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿介護課）

【関連データ2】福祉サービスの利用に関する実感

(必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感)



資料：みえ県民意識調査（H25年2月）

データに関するコメント

【関連データ1】県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内の平成23年度中の虐待に関する相談通報件数は485件ありましたか、このうち293件が虐待と判断されました。

【関連データ2】必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感については、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が44.3%で、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合（34.0%）より高くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正（平成 25 年 4 月施行、平成 24 年 9 月一部施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の改正（平成 24 年 10 月施行）
- 「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成 20 年 5 月施行）
- 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定（平成 24 年 4 月施行）
- 「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版ー（第 5 期三重県介護保険事業支援計画・第 6 次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成 24 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 厚生労働省は、平成 18 年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査を実施しています。この調査結果等を踏まえ、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が高齢者虐待に関する正しい知識と理解の下に、高齢者虐待を発生させない体制整備への取組を促しています。
- 厚生労働省は、「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日」として、11 月 11 日を「介護の日」と定めました。
- 定年退職後の希望者全員の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、継続雇用制度の対象となる高年齢者を限定する仕組みの廃止などを定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が平成 24 年 9 月改正され、平成 25 年 4 月に施行されました。
- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 24 年 4 月施行されました。
- 内閣府は、平成 24 年 9 月に政府が推進すべき高齢者対策の中長期的な基本指針である「高齢社会対策大綱」を 11 年ぶりに改定しました。この大綱では、「人生 90 年時代」を前提とし、高齢者を一律に「支えられる」人と考えるのではなく、意欲や能力のある高齢者には社会の支え手となつてもらうと同時に、支えが必要となつた時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現することを目的としています。
- 内閣府においては、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を毎年計画的に実施しており、平成

24年度は、「高齢者の健康生活に関する意識調査」及び「団塊の世代の意識に関する調査」を実施しました。

- 厚生労働省においては、平成25年度から29年度までの認知症対策の方向性を定めた「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を平成24年9月に策定しました。

【三重県の状況】（平成24年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備

- ① 学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行いました。全国健康福祉祭宮城仙台大会への選手団の派遣や三重県シニアスポーツ交流大会などを開催しました。地域の福祉課題への対応に、高齢者の活力を活かしていくことが必要です。〔高齢者健康・生きがいづくり支援事業委託／健康福祉部長寿介護課〕
- ② 高齢者の生きがい対策、就業機会の確保のため、シルバー人材センター未設置の町に対して、シルバー人材センター連合会とともに、設置に向けた働きかけを行いました。シルバー人材センター未設置の町について、達成まで継続した支援が必要です。〔シルバー人材センター促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

（2）介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

- ① 介護保険制度におけるケアマネジメントを中心的に担う介護支援専門員の役割は重要であり、そのため、質の向上を図ることを目的に各種の研修を実施しました。今後も増加が予想される医療依存度の高い利用者に対して、適切なケアマネジメントができるように、研修内容の検討を行い、より質の高い介護支援専門員の養成と資格の管理をしていく必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ② 認知症の早期発見、専門医療機関への誘導等を行う「かかりつけ医」の研修や、認知症高齢者ケアにかかる介護サービスの職員等の資質向上を図るために研修を実施しました。また、認知症の方への「応援者」である「認知症サポーター」の養成や養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成、認知症の本人や家族の相談窓口（三重県認知症コールセンター）の設置を行いました。

さらに、認知症疾患医療センターを4か所指定し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上に取り組むとともに、若年性認知症のケアの質の向上を図るために研修を実施しました。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ③ 地域包括ケア（注）の中核的な拠点となる地域包括支援センター（注）の機能強化に向けて、職員のネットワーク形成力の向上などの研修会を実施するとともに、市町の地域ケア会議等へ専門家をアドバイザーとして派遣しました。〔地域包括ケア推進・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

（3）高齢者的人権に配慮した社会環境の整備

- ① 要介護状態が重くなり、在宅でのくらしが困難になった場合など、入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、特別養護老人ホーム9施設（510床）の整備に対

し支援を行いました。

今後とも、施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き市町と緊密な連携を図りながら施設整備を進める必要があります。〔介護サービス基盤整備補助事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ② 高齢者虐待防止の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援を必要とする場合に、地域ごとに、三重弁護士会、三重県社会福祉士会の協力を得て「高齢者虐待防止チーム」を設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

高齢者虐待防止の業務を行う市町や地域包括支援センターへの支援について、情報交換・研修事業などを実施していきます。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ③ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（1駅）のバリアフリー化に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく国の新しい基本方針の達成に向け、国、関係市、交通事業者と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）認知症の方の介護を行う家族が悩みを抱え込まないように、交流会を開催したり、認知症の介護経験者による電話相談を行っている団体があります。家族会のサポートの利点を活かし、介護経験からの共感をしながら寄り添い傾聴することで、相談者の孤立感や不安の解消を図り、前が見える声かけを通じ、介護力の向上を図るサポートを行いました。

（事例2）高齢者や障がい者を狙って、高額な商品を売りつける悪徳商法の被害を防ぐ取組として、相談事業、ステッカーの配布などの啓発活動のほか、市民の目による見守り活動チームを発足させた団体があります。

（事例3）災害時に備えて高齢者等の「安否確認シート」「災害時安否確認マニュアル」を作成し、市全体で活用されることになった団体があります。

（事例4）公共交通機関の不便な地域に住む高齢者を対象に、ショッピングセンターまでの送迎を行う買い物支援を行っている団体があります。

○ [企業]

（事例1）定年後も希望者全員を再雇用し、人材確保が困難な福祉職場において経験豊かな人材を確保するとともに、若い職員のOJT（注）にも役立てている社会福祉法人があります。この法人は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「70歳いきいき企業100選（2012年度版）」の事例に選ばれています。

（事例2）買い物の不便な高齢者宅に商品を無料で届けるサービスを開始したコンビ

ニエンスストアがあります。

(事例3) 県内の牛乳販売店グループが県警と協力し、振り込め詐欺や金融詐欺などの防止のために、配達時に啓発チラシを配布しています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたす恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- 鈴鹿市では、救急隊が本人確認や医療情報を迅速に把握できるように、番号を記載した「救急情報ネックレス」を希望する一人暮らしの高齢者や障がい者に無料配布しました。
- 名張市では、認知症の高齢者らが行方不明になった際に運用する「高齢者等行方不明者早期発見マニュアル(地域SOSシステム)」を策定しました。
- 鳥羽市では、高齢者の外出支援や社会参加促進を目的に、市営公共交通機関で利用できる「いきいきお出かけ券」を発行し、70歳以上の申請者に交付しました。

■ 今後の取組方向(平成25年度以降の取組方向)

- 高齢社会が進展していく中、介護や医療を必要とする状態となつても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができ、人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりを目指した取組を行います。
そのため、介護支援専門員等の介護サービス関係者が、介護サービスの利用者の視点に立った質の高いサービスを提供できるよう、また、医療ニーズに対応し、医療と介護の推進を実現できる人材を養成するため、研修を実施します。
- 今後、高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が急速に増加すると見込まれていることから、予防から医療・介護・見守り相談といった総合的な支援体制を一層強化するとともに、引き続き若年性認知症の人等への支援に取り組みます。
- 高齢者虐待に対応するため、市町の相談体制の充実や虐待に対する適切な対応を行えるよう、研修等を通じて支援します。
- 地域包括支援センターが地域ケア体制づくりの中核機関として、高齢者を様々な形で支援できるよう、職員を対象としたネットワーク形成力の向上や介護予防に関する研修を開催するとともに、個別具体的な課題を解決するための専門アドバイザーの派遣を行います。そのほか、地域ケア会議の運営支援を担うアドバイザーを派遣します。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎(2駅)のバリアフリー化等に対し支援するとともに、バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)に基づく国的基本方針の達成に向け、事業者、国、関係市町と調整を進めます。

注) 地域包括ケア

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。

注) 地域包括支援センター

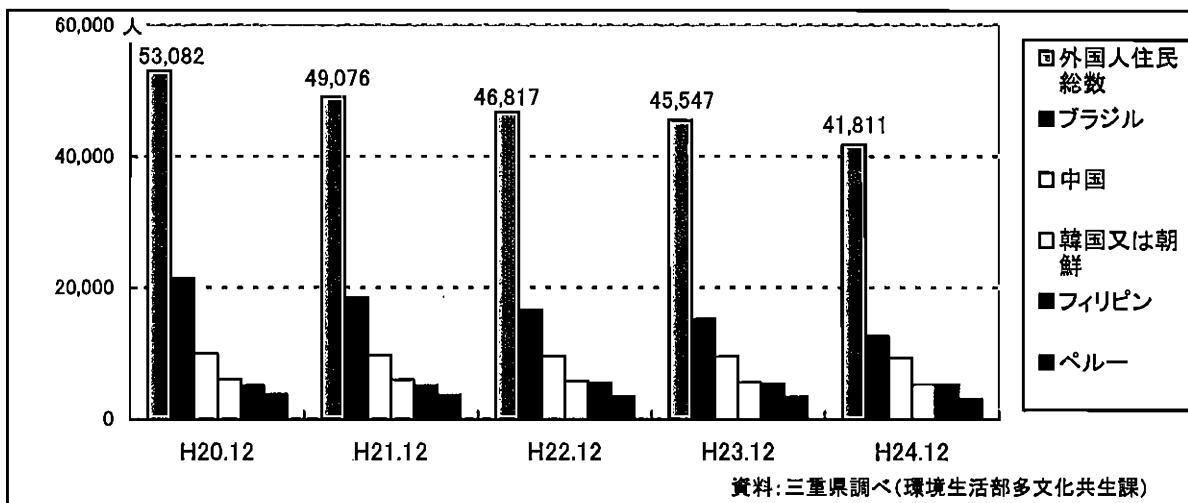
高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。

- 注) OJT : on the job training の略。
仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる指導手法。

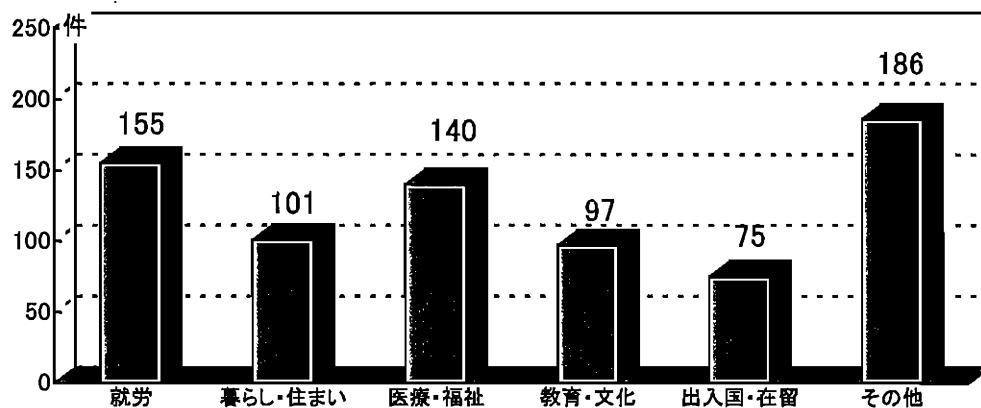
外国人

■ データからみた状況

【関連データ1】外国人住民数の推移



【関連データ2】外国人相談件数(平成24年度)



資料:公益財団法人三重県国際交流財団調べ

データに関するコメント

【関連データ1】平成24年12月末現在の三重県の外国人住民数は、41,811人(前年比△8.2%)で約3,700人減少となり、4年連続で減少しました。県内総人口に占める外国人の比率は、2.23%になりました(前年2.45%・全国第3位)。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが12,674人で全体の30.3%を占め、以下中国、韓国又は朝鮮、フィリピン、ペルーと続いており、上位5カ国で86%を占めます。(H23.12以前は外国人登録法に基づく外国人登録者数)

【関連データ2】公益財団法人三重県国際交流財団に委託し、実施している多言語による外国人住民相談窓口での平成24年度の相談受付は754件でした。相談内容はあらゆる分野をわたりており、その中でも「就労」、「暮らし・住まい」、「医療・福祉」、「教育・文化」に関する相談で65%を占める結果となりました。

【関係法令等の動き】

- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔日系人の受入や研修制度など在留資格の拡大（平成2年6月施行）、外国人登録制度の廃止と新しい在留管理制度の導入（平成24年7月施行）〕
- 「国籍法」の改正〔日本国籍の取得要件の緩和（平成21年1月施行）〕
- 「住民基本台帳法」の改正〔外国人住民基本台帳の設置（平成24年7月施行）〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定（平成20年1月）
- 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）～多文化を共に生きる三重を目指して～」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国の外国人労働者問題関係省庁連絡会議においては、平成18年12月に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」をとりまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のもと効果的な施策の実施に取り組んでいます。
- 内閣府においては、平成22年8月に、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定し、平成23年3月には、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめました。
- 東海3県1市では、経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでいます。
また、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備などに、多くの企業が取り組む契機とするため、経済団体の協力を得て、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を全国に先駆けて、平成20年1月に策定し、各企業・事業者への周知と具体的な取組の促進を図っています。
- 改正入管法及び改正住民基本台帳法が、それぞれ平成21年7月に公布され、平成24年7月に外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民の住民基本台帳制度が導入されました。

【三重県の状況】（平成24年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 就業など日本社会への適応のため、外国人住民の間で日本語習得のモチベーションやニーズが高まっています。そのため、日本語支援ボランティアの育成とともに、地域で活動する日本語教室の専門性を高めるための研修を実施しました。日本語指導ボランティア入門研修を実施した地域では気運が高まり、日本語教室が開設され

ました。

また、外国人住民の地域社会参画を進めるため、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）において、自治会やPTAの仕組みなどを紹介する情報を映像で提供しました。〔コミュニケーション施策推進事業／環境生活部多文化共生課〕

- ② 外国人住民の人権尊重と多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識啓発のため実施する、多文化共生啓発イベントでは、初めての試みとして、民間のイベントと同時開催するとともに、NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会形式で実施しました。〔多文化共生啓発事業／環境生活部多文化共生課〕

（2）外国人住民の社会生活における支援の充実

- ① 多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会、出前セミナーの開催、医療通訳ボランティアの養成等により、外国人住民の抱える多様な課題に対応しました。また、外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポート研修を開催しました。

子どもたちの進路等は保護者の影響が大きいことから、保護者の教育に対する意識啓発を行うため、保護者向けの「キャリアガイドDVDⅡ～深めよう紳確かな未来をつくるために～」の普及啓発に取り組み、民生委員・児童委員約4,000人を対象とした研修会等でキャリアガイドの上映や外国人住民の状況について紹介しました。〔外国人住民総合サポート推進事業／環境生活部多文化共生課〕

- ② 三重県労働相談室において、ポルトガル語、スペイン語通訳による相談に隨時対応しました。外国人労働者に関する相談は年間で68件あり、うち外国人からの直接相談は50件でした。

今後、外国人向け相談の効果的な広報、周知に努めていく必要があります。〔ライフ・ワークサポート三重推進事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、県内の7市において、「初期適応指導教室」^(注)を開設し、日本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。

また、県内のどの学校においても、日本語指導が必要な外国人児童生徒をスムーズに受け入れ、効果的な日本語指導や学校生活への適応指導等を実施するための「外国人児童生徒教育推進のためのガイドライン－外国人児童生徒教育コーディネーターの視点から－」を作成しました。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

- ② 子ども同士や教師等の円滑な意思疎通を図るために、外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック（中国語版）を作成しました。さらに、学校と保護者の連絡が円滑に行われるための保護者用連絡文書例（タガログ語版・中国語版）をさらに充実し、三重県教育委員会のホームページに掲載しました。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）東海3県1市の連携で実施した企業向けセミナーで、外国人の雇用に取り組んでいる企業が、その取組を発表しました。同社は、地元高校の外国人卒業生を正社員として雇用するなど、国籍にこだわらず人物本位の採用を行うとともに、学校で学ぶために終業時間を調整したり、適正を反映した配属などきめ細やかな労務管理に取り組んでいます。

○ [NPO・団体等]

（事例1）公益財団法人三重県国際交流財団では、大規模災害が発生した際に、さまざまな主体と協力・連携して、外国人住民等を円滑に支援するため、みえ災害時多言語支援センターの設置・運営について、検討を進めました。災害時に設置されるセンターは、多言語で災害情報の提供を行ったり外国人住民からの問合せや相談に対応したりするため、NPO団体やボランティアへの協力依頼を行うなどの災害時の支援活動を行うこととしています。

（事例2）外国人住民を支援するNPOが、大学等に進学する外国籍生徒に対して奨学金を給付する制度を創設し、支給しました。この奨学金は県内で生産される製品をブラジルで販売して得た収益の一部や民間企業の協力をもとに、外国人の地域社会参画を支援するプロジェクトの一環として実現されました。

（事例3）生活が困難な外国につながる子どもの家庭に対して、食料や生活用品を配ったり、履歴書の書き方の指導などの就職支援を行っている団体があります。

（事例4）地域の企業で働く外国人研修性の共同受け入れ事業を行っている商工関係団体があります。事業では日本語や法規、交通ルール、生活マナーなどの研修を実施しています。

○ [学校]

（事例1）さまざまな国籍の外国人生徒が在籍生徒数の20%を超える、ある県立高校では、校内の「外国人生徒支援委員会」において、外国人生徒への学習支援や進路面での支援を行うとともに、県、市、市商工会議所、国際交流協会等が連携し、外国人生徒の日本での生活に資する基本的知識の習得に向けた支援や、日本語で学ぶ力の育成を目指した授業づくりの研究に取り組んでいます。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交流や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が加盟しています。

- 津市は外国につながる子どもたちを対象にした、初期日本語教室がある小学校の1室を使って開いています。この教室では日常生活に必要な日本語の力を3、4か月で習得することを目的にしています。
- 鈴鹿市では、日本語力が十分でない外国人市民に行政情報を提供するために、外国語版及びルビ付日本語版で、リーフレット、チラシ及び広報紙〔(公財)鈴鹿国際交流協会発行〕などの作成や外国人版ホームページの充実を図っています。
- 松阪市では、官民協働の組織である多文化共生ネットワークを中心となり、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。平成24年度は4,500名が参加しました。
また、平成19年5月に外国人児童生徒のための初期適応支援教室「いっぽ」を、平成23年1月には外国人幼児のための就学支援教室「ふたば」を開設し、小中学校への適応と日本語指導の支援を行っています。さらに、多言語による相談窓口として平成21年9月に「サポートデスク」を開設しています。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

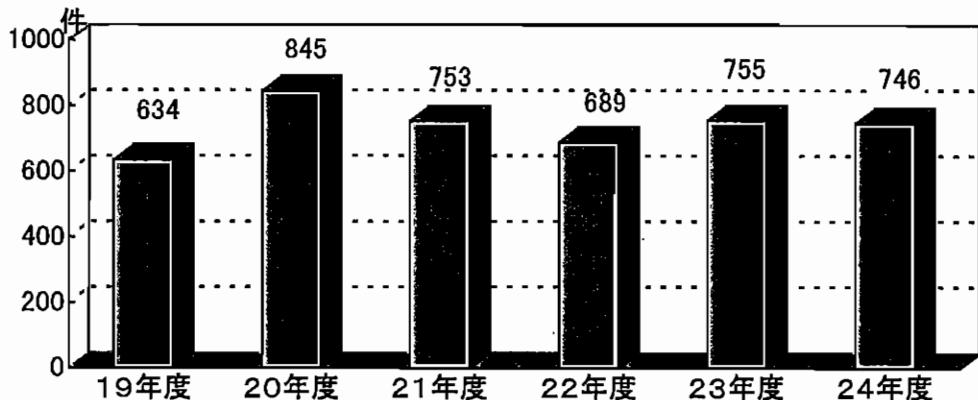
- 外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされていましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があります、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。
- 日本語指導ボランティアは、外国人住民と接する機会が多く地域と外国人住民をつなぐコーディネーター的な役割を果たすことが期待されていることから、日本語教室間のネットワークつくりに取り組みます。
- 大規模災害発生時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が円滑に運営できるよう、人材育成や相談窓口の強化などに取り組むとともにさまざまな主体とのネットワークの拡充を図ります。
- 外国人児童生徒の在籍状況の広域化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。

注) 初期適応指導教室

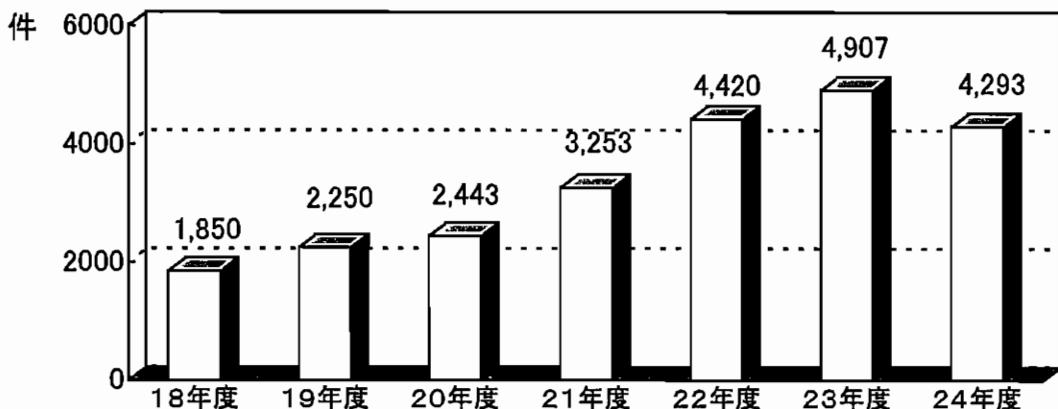
来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。

患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

■ データからみた状況

【関連データ1】医療相談件数の推移

資料：三重県調べ（健康福祉部医療対策局医務国保課）

【関連データ2】難病相談支援センター相談件数の推移

資料：三重県難病相談支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関の信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、相談件数は、平成19年度以降、年間600件を超えていきます。

【関連データ2】三重県難病相談支援センターでは、在宅難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安を解消するため、各種相談等を行っています。平成24年度は4,293件の相談が寄せられました。

【関係法令等の動き】

- 「らい予防法の廃止に関する法律」の制定（平成 8 年 4 月施行）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定（平成 11 年 3 月施行）
- 「がん対策基本法」の制定（平成 19 年 4 月施行）
- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成 21 年 4 月施行）
- 「臓器の移植に関する法律」の改正（平成 22 年 1 月施行、7 月一部施行）
- 「肝炎対策基本法」の制定（平成 22 年 1 月施行）
- 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定（平成 23 年 5 月）
- 「がん対策推進基本計画」の改定（平成 24 年 6 月）
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」の制定（平成 24 年 9 月施行）
- 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の制定（平成 24 年 12 月、患者等の人権擁護、虐待防止等のために必要な体制整備や職員研修の実施を努力義務として定めた。）
- 「三重県がん対策戦略プラン」の第 2 次改訂（平成 25 年 3 月）
- 「三重県保健医療計画」の第 5 次改訂（平成 25 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及び H I V 感染者に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、平成 11 年度から「H I V 感染者等に対する偏見をなくそう」を人権週間（12 月 4 日～10 日）の強調事項として掲げるとともに、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っています。
- 厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成 11 年に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 24 年 1 月改正）により、患者等の人権を尊重し、総合的な対策を進めています。
- 国は、ハンセン病患者に対する長年の隔離政策についての誤りを認め、ハンセン病患者及び元患者の名譽回復と社会復帰のための施策を推進するため、「ハンセン病問題基本法」を平成 21 年 4 月に施行しました。ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた啓発を行うとともに、ハンセン病療養所退所者等の相談窓口の設置や専門医による診察・相談、ハンセン病療養所入所者の親族に対する生活援護、ハンセン病療養所に入所している三重県出身者に対する訪問や、里帰りの実施等に取り組んでいます。
- 平成 21 年 7 月に「臓器の移植に関する法律」が改正され、遺族の承認による臓器提供や、15 歳未満の脳死患者からの臓器提供が可能になりました。また、被虐待児からの臓器提供がされることのないよう、虐待が疑われた場合、移植医療従事者は必要な措置を講ずるものとしました。

- 平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、同法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となり、新たに難病患者等が、障害福祉サービス等の対象となりました。

【三重県の状況】(平成24年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 患者本位の医療体制づくりの推進

- ① 平成25年2月、『患者・家族と医療職とのよい関係を築くために』をテーマに、医療従事者等を対象とした研修会を開催しました。

医療相談窓口に寄せられた相談や苦情内容の傾向を整理し、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供していく必要があります。[患者本位の医療の促進／健康福祉部医療対策局医務国保課]

- ② 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者およびその家族の悩みや不安などの相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点病院や各がん診療連携推進病院、患者会等との連携を進めました。また、サポーター研修会を開催し、がん患者の支援体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療にかかる医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。[がん療養生活向上事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課]

(2) 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV検査普及週間(6月1日～7日)及び世界エイズデー(12月1日)等キャンペーンイベントとして、講演会、展示会、街頭キャンペーンを実施し、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

今後も、効果的な普及啓発活動をしていくことが必要です。[エイズ対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課]

- ② 「ハンセン病問題シンポジウム」でのパネル展等を通じてハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。また、ハンセン病問題を共に考える会・みえの協力を得て、啓発用パンフレットを作成しました。

ハンセン病元患者に対する差別は依然として残っており、引き続き、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。[ハンセン病に対する理解の促進／健康福祉部医療対策局医務国保課]

(3) 医療・生活支援体制の充実

- ① 三重県医療安全支援センターにおいて、医療に関する相談等に応じるとともに、医療従事者を対象とした講演会を開催しました。県民の健康や医療に対する関心はますます高くなっています。相談員には、より高い医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。

また、医療相談を受けて、医療機関への指導が必要な案件にも、迅速かつ的確に対応できるよう、地域機関との一層の連携が必要です。[医療安全支援事業／健康福

祉部医療対策局医務国保課]

② 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援、地域活動の促進及び就労支援などを行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。

今後は、市町が難病対策の取組に理解を深めてもらうよう働きかけていく必要があります。〔難病在宅支援事業費（難病在宅ケア事業）／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）「医療通訳ボランティア養成研修」を実施して、外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を行うとともに、医療通訳ボランティアを医療機関に派遣する事業を行っている団体があります。

（事例2）ハンセン病の元患者や識者等によって平成21年に設立された県内の団体が、平成24年12月にハンセン病回復者の絵や写真等を展示する作品展や、ハンセン病問題の真の解決を目的としたシンポジウムを開催しました。

○ [医療機関]

（事例1）県内のがん診療連携拠点病院及び、がん診療連携推進病院が主体となって、市民公開講座を開催するなどの取組が見られるほか、相談窓口等を設置するなどの取組が進んでいます。

（事例2）院内で発生した人権問題や患者からの意見を協議する委員会を設置し、職員への研修を実施している病院があります。

○ [学校]

（事例1）三重県出身のハンセン病元患者を講師として招いて、差別や偏見を受けた体験などについて、児童への講演を行った小学校があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 熊野市、御浜町、紀宝町で構成する一部事務組合の紀南病院と3市町が連携して研修を実施したり、ミニ人権大学の講義テーマに患者の人権を追加するなど患者の人権について啓発を進めています。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- 医療安全に関しては、医療相談機能の充実を図るとともに、相談事例の分析を行い、医療相談に寄せられた情報から得られた患者ニーズを、医療機関にフィードバックして

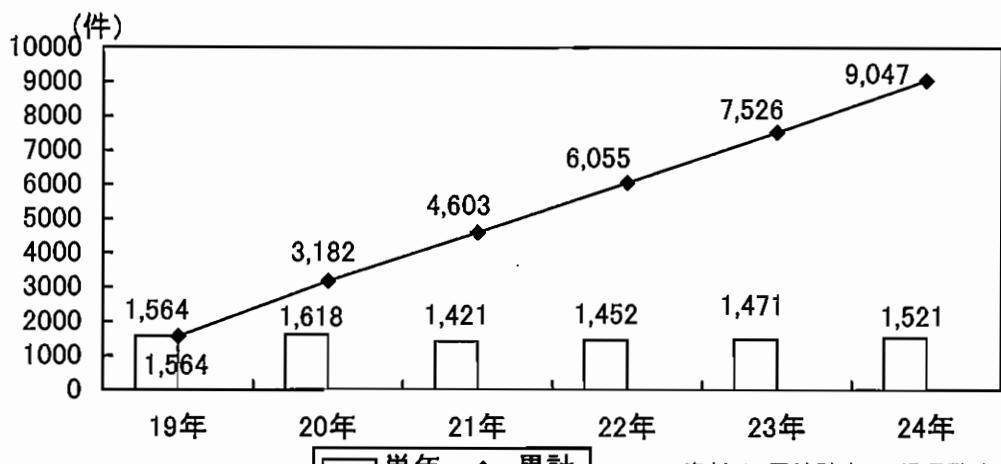
いきます。

- がん対策については、県内の拠点病院及び推進病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- エイズに対する関心が薄れていますが、昨年1年間に報告された患者・感染者数は依然高い水準にあります。今後も引き続き、エイズに関する予防啓発、相談・検査、医療体制を強化する取組を進めていきます。

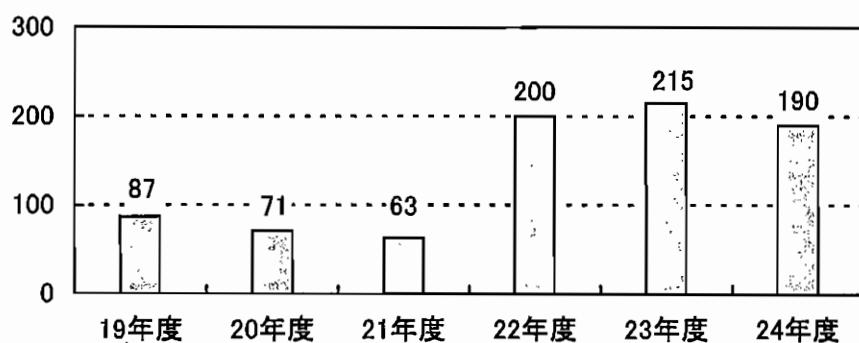
犯罪被害者等

■ データからみた状況

【関連データ1】県内の要支援犯罪件数



【関連データ2】公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの直接支援件数



資料:公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】

犯罪の被害に遭った人が、受けた被害から回復するには長い年月を必要とする事から、支援が必要と思われる人の数は累計で考える必要があります。また、支援が必要な方は、被害者本人だけでなく、家族や親族にも及ぶため、データ(要支援犯罪件数)より多い可能性があります。

【関連データ2】

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者の相談や支援を行う民間団体として平成18年に設立され、平成19年4月、三重県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた後、平成21年10月、法人制度改革以後、県内初となる公益社団法人の認可を受けました。平成24年度の直接支援件数は、前年に比べ25件(11.6%)減少していますが、要支援犯罪件数を考慮すると、県内のニーズはさらに多くのものと考えられます。

【関係法令等の動き】

- 「犯罪被害者等基本法」の制定（平成 17 年 4 月施行）
- 「犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成 17 年 12 月）
- 「民事訴訟法」の改正〔民事裁判への遮蔽措置・ビデオリンク等の導入（平成 20 年 4 月施行）〕
- 「更生保護法」及び関係法の改正〔少年事件における仮釈放の際に被害者の意見を聴取するなどの追加（平成 20 年 6 月施行）〕
- 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正〔「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に名称変更、給付金の上限及び最低額の増額（平成 20 年 7 月施行）〕
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成 20 年 10 月）
- 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の改正〔公判記録の閲覧・謄写要件の緩和、損害賠償命令制度（平成 20 年 12 月施行）〕
- 「刑事訴訟法」の改正〔刑事裁判への被害者参加制度の創設（平成 19 年 12 月施行）、殺人罪など凶悪事件の公訴時効を廃止（平成 22 年 4 月施行）〕
- 「第 2 次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成 23 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 平成 17 年 4 月の犯罪被害者等基本法の施行により、国においては、裁判制度や給付金の見直しなど、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度改正が行われました。また、刑事訴訟法の改正に伴い、刑事裁判への被害者参加制度が創設され、平成 19 年 12 月から施行されています。
- 各都道府県において、従来、警察が行ってきた犯罪被害者支援について、警察を中心に行政や民間団体など関係機関が連携して行うための枠組みづくりや県民への啓発などが行われています。
- 内閣府の犯罪被害者等施策推進室は、平成 24 年 3 月に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成しました。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対して、財政的及び人的支援を行うとともに、事業についても積極的な支援を行いました。今後も、被害者支援活動の中核としてセンターが活動できるように関係機関、地域社会との交流を進め、社会全体で犯罪被害者を支えていく環境をつくる必要があります。〔公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援事業／警察本部広聴広報課〕

② 事件・事故の被害者やその家族に対し、自助グループの紹介や活動内容の説明等を行いました。また、自助グループの会合等へ参加し、意見や要望を聞き、被害者支援の施策に取り組みました。

今後も、自助グループとの連携を図り、活動内容等を広報するとともに同じ境遇の方が話し合える環境を作っていく必要があります。〔自助グループ等民間団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

③ 犯罪被害者等のニーズと行政サービスや警察の支援をスムーズにつなぐため、犯罪被害者等への支援に有効な県の施策をまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業」の見直しを行い、県の各部局をはじめ市町・関係機関に配布しました。

各種制度等が年々変わっていくことから、今後も継続して関連施策を把握することが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

（2）犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進

① 県民への啓発活動として、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと警察、県・市町等が連携し、一行詩「い・の・ち」の募集や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に、「犯罪被害者支援キャラバン隊」による広報や「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

また、県内の中学校、高等学校及び大学の学生並びに教職員を対象に犯罪被害者遺族による講演などを行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者遺族による講話を行うなど、犯罪被害者支援に対する理解と共感の増進に努めました。

犯罪被害者の心情等については、まだ十分に理解されていないことから、一層工夫した啓発活動を行い、被害者支援意識の高揚を図る必要があります。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

② 犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性及び支援体制を広く知つもらうため、啓発用パネルを作成し、犯罪被害者週間に啓発展示を行いました。また、被害者等と接する機会の多い市町担当者等を対象に、研修会を開催しました。今後とも、さまざまな観点から犯罪被害者等の人権に関し、県や市町担当者をはじめ職員の理解を深めることが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

③ 平成24年度人権に係わる相談員スキルアップ講座において、講師に少年犯罪被害者当事者の会の代表を招き、犯罪被害者の置かれている現状について講演を行いました。〔人権に係わる相談員スキルアップ講座／環境生活部人権センター〕

（3）犯罪被害者等に対する精神的ケアをはじめとする支援

① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口に、派遣警察官及び上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員17名が支援活動を行っています。

県では当センターに対して各種の支援を行い、センターの相談・支援機能の充実を図っています。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

② 福祉、教育、警察の三者が連携し、関係機関からの相談についてコーディネート

できる体制を整えています。児童虐待等に対応していくため、引き続き、多様な機関による連携が必要です。〔みえ少年総合相談／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会生徒指導課、警察本部少年課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、「ボランティア支援員の養成講座」及び「同継続研修会」を開催し、相談機能の充実に努めています。

（事例2）県内の5大学が連携して、理不尽に命を奪われた人々やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「生命のメッセージ展 in みえ」を亀山市で開催しました。

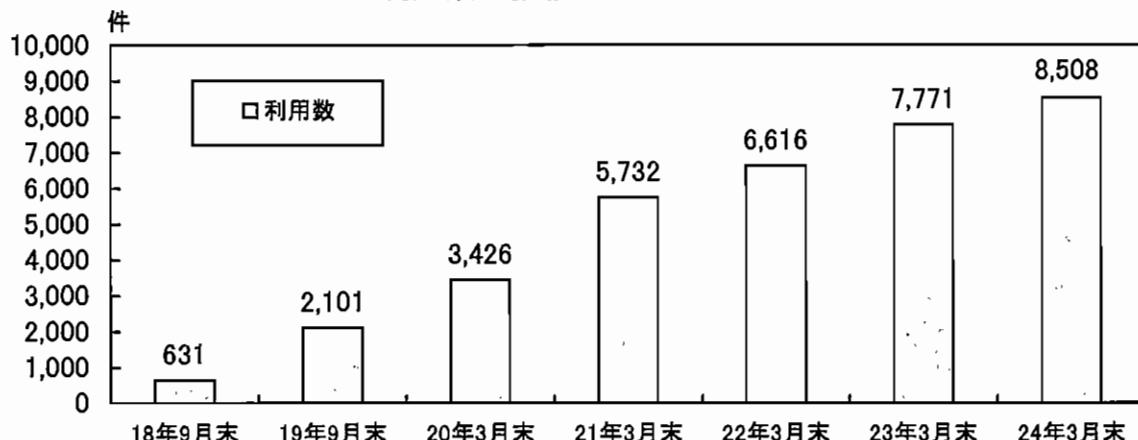
■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。

インターネットによる人権侵害

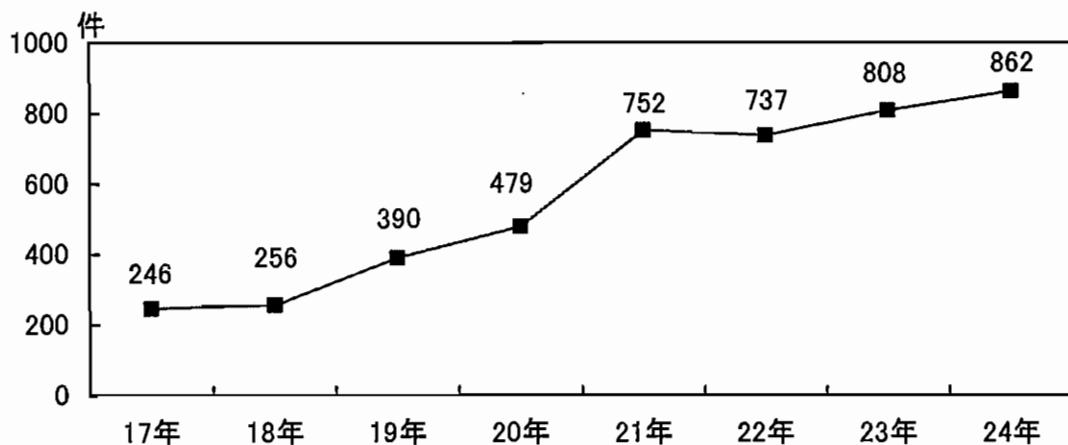
■ データからみた状況

【関連データ1】携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用数の推移



【関連データ2】インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）

法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料:人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】有害情報への取組として、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の利用状況が社団法人電気通信事業者協会から公表されています。平成18年9月末の利用数に比べて、平成24年3月末の利用数は13倍以上になっています。

【関連データ2】インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件は、全国的に増加しており、平成24年は最も多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の制定（平成 14 年 5 月施行）
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改正（平成 24 年 4 月施行）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成 21 年 4 月施行）
- プロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改定（平成 16 年 10 月）
- プロバイダ責任制限法「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定（平成 19 年 2 月）
- 「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成 25 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 総務省では、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の成立・施行後の青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討し、平成 23 年 2 月に「中間報告書」が取りまとめられました。
法務省は、インターネット上の人権侵害事案に対しプロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に法務省の人権擁護機関による対応指針が盛り込まれたことも踏まえ、削除要請などの対応を行っています。
- 都府県・政令市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」では、同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準の検討を踏まえ、平成 19 年度より全国的な差別表現の掲載のあったプロバイダ・インターネットサイト等への削除依頼を行っています。
- 携帯電話・P H S 事業者が加盟する一般社団法人電気通信事業者協会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応として、「安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進」と「携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発」に取り組むため、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成 24 年 2 月に改定しました。
- 青少年を取り巻くインターネット環境整備をめぐる新たな課題(スマートフォンをはじめとする新たな機器への対応、保護者への普及啓発、国・地方公共団体・民間団体の連携強化)に対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 2 次）」が策定されました。（平成 24 年 7 月、子ども・若者育成支援推進本部）

【三重県の状況】(平成 24 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県に渡るものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。

「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うリーダーを担う人材の養成に取り組みました。

インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

- ① 啓発パンフレット「正しく知って、楽しく使おうインターネット」等を活用した啓発・各種講座において、インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等のテーマ設定等、教育・啓発・広報活動に取り組みました。

今後とも、インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー教育や啓発が重要となっています。〔インターネット人権モニター事業・みえ地域相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

- ② 児童生徒のインターネットモラルを育成するために、教職員に対する情報提供等の支援を行いました。今後も、児童生徒が人権感覚とメディア・リテラシーを養い、インターネット等の適正な利用が行えるよう学習を深めていくことが重要となって います。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込みなどの現状把握や、ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。〔ケータイ・ネット対策事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）総務省等による啓発活動「e—ネットキャラバン」が全国で実施されていますが、県内でも複数の情報通信事業者等における啓発講師の派遣により、インターネットの安心安全利用を目的とした講習会を開催しており、保護者・学校関係者など多くの参加がありました。

○ [NPO・団体等]

- (事例1) インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる団体等があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者による削除も進んできています。また、人権問題に関する情報発信、教材テキストとして、インターネットをテーマとしたテキストの発行を行っています。
- (事例2) 高齢者や視覚障がい者などを対象に、パソコン利用時の情報リテラシーを高める活動を行ったり、地域でインターネットの安全教室を開催したりする活動を行っている団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 桑名市では、職員自らが、毎月 11 日にインターネットでの差別書き込みモニタリングを行っています。
また、事業委託先である外部の事業所もモニタリングを実施しており、その結果につき、報告を受けています。
- 津市では、県教育委員会と協働してインターネット掲示板や携帯電話の携帯サイトに書き込まれた特定個人への誹謗中傷や人権侵害に係る書き込みに対し、学校に連絡し管理者に削除を求める取組を進めています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市および名張市の2市、伊賀県民センターで構成する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」において、平成 19 年 7 月から引き続き「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでおり、共同のモニタリングで成果を挙げています。

■ 今後の取組方向（平成 25 年度以降の取組方向）

- インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。
また、ネットモニターリーダー養成講座を開催し、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- インターネットと人権に関する学習が小中学校、県立学校で積極的に行われるよう支援することをとおして、児童生徒のネットモラルの育成を図ります。
- ネット被害から子どもを守るため、インターネットや携帯電話の安全な使用方法等について保護者や地域住民に啓発していきます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。

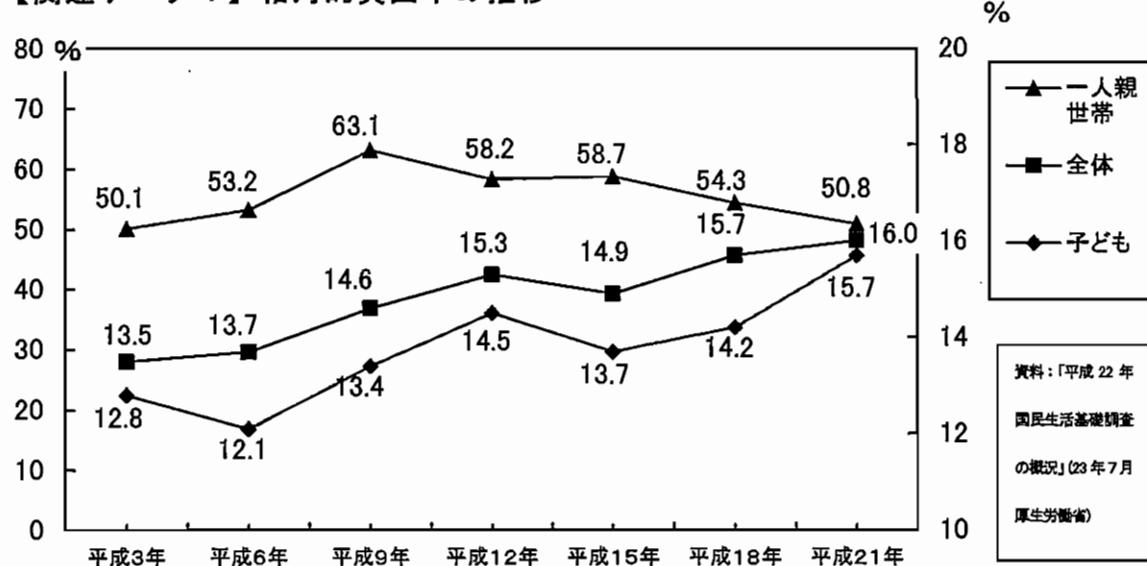
注) メディア・リテラシー → P. 51 (注) 参照

さまざまな人権課題

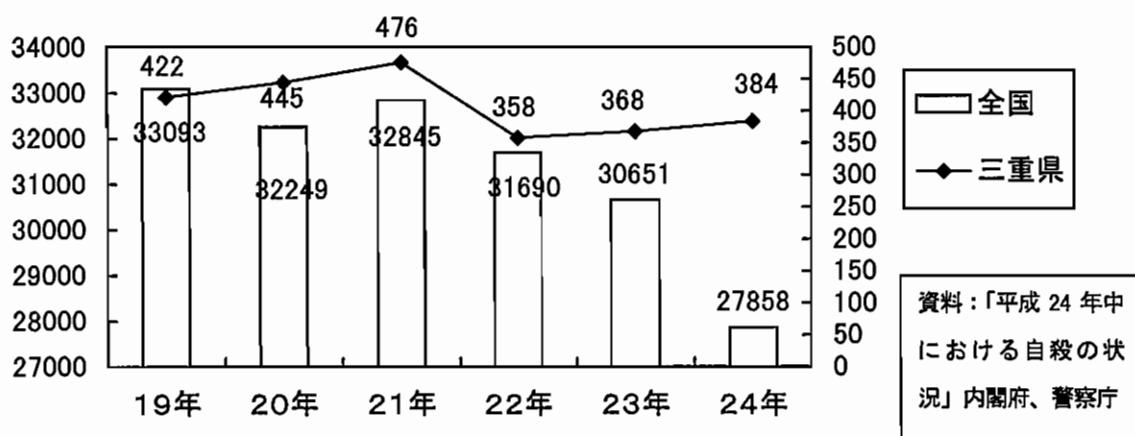
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等)

■ データからみた状況

【関連データ1】相対的貧困率の推移



【関連データ2】全国および三重県における自殺者数の推移



データに関するコメント

【関連データ1】厚生労働省が平成23年7月に公表した国民生活基礎調査によると、全国民のうち、低所得の人の割合を示す「相対的貧困率」(注)が「16.0%」となり、前回調査より「0.3%」悪化しています。子ども(17歳以下)は1.5%増となり、低所得の家庭で育てられている子どもが増えていることを裏付けています。また、日本では、一人親世帯の貧困率が際立って高く、50%を超えています。

【関連データ2】全国の自殺者は年間3万人を超える水準で推移していましたが、平成24年中における自殺者の総数は27,858人となり、15年ぶりに3万人を下回りました。三重県の自殺者数は384人となっています。

【関係法令等の動き】

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」の改正（平成 23 年 7 月）
- 「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」の改正（平成 24 年 6 月）
- 「自殺対策基本法」の制定（平成 18 年 10 月施行）
- 「更生保護法」及び関係法の改正（平成 21 年 4 月施行、保護観察対象者の生活実態把握が確実にできるよう対象者に義務を課した）
- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の改正（平成 25 年 1 月施行）
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択（平成 20 年 6 月）
- 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定（平成 22 年 2 月）
- 「第 2 次三重県自殺対策行動計画」の策定（平成 25 年 3 月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 【アイヌの人びと】平成 20 年 6 月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、内閣府において「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」により、アイヌの人々の歴史や文化、生活の現状、今後のアイヌ政策のあり方などについての議論が重ねられました。平成 21 年 7 月にまとめられた報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成 22 年 1 月から「アイヌ政策推進会議」が開催されています。また、平成 22 年 3 月からは、アイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人も参画した作業部会を設け、平成 24 年 7 月に「民族共生の象徴となる空間」基本構想が決定されました。また、「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的な見地からの施策の推進について、専門的な検討を行っています。
- 【刑を終えた人・保護観察中の人等】法務省では、刑を終えて出所したものの、行き場のない人たちの住居確保のため、更正保護施設の受け入れ機能を強化するとともに、平成 23 年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保の施策を実施しています。また、出所者を試験的に採用する協力雇用主に奨励金を支給するなど、雇用しやすい環境づくりを進めています。
厚生労働省では、高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるため、各都道府県が設置している「地域生活定着支援センター」と保護観察所との協働により、社会復帰の支援を推進しています。
- 【性的マイノリティの人びと^(注)] 性同一性障がいに関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の条件を満たすものについては、審判を受けることができるようになりました。また、平成 20 年 6 月、同法律の改正があり、戸籍変更ができる特定の条件が「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

文部科学省は、平成 22 年に性同一性障がいの児童・生徒について、都道府県教委などに対し、本人の心情に十分配慮した対応をするよう通知するなど、性同一性障がいに対する理解が求められています。

内閣府において、「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、平成 24 年 8 月に閣議決定されましたが、性的マイノリティについては自殺念慮の割合が高いと指摘されているとして、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成するための教職員の理解促進が重点施策の一部とされています。

- 【ホームレス】平成 14 年 8 月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、同法に基づき平成 15 年 7 月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。なお、平成 19 年 1 月に行われた実態調査の結果を踏まえ、平成 20 年 7 月に同基本方針の見直しが行われました。また、同方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するための「ホームレスの実態に関する全国調査」が毎年 1 月に実施されています。

なお、平成 24 年 8 月に期限が切れる同法を 5 年間延長する改正法が、平成 24 年 6 月に成立しました。

- 【自殺対策】平成 18 年 10 月、「自殺対策基本法」が制定され、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が策定されました。なお、同大綱は、平成 20 年 10 月に一部改正されましたが、平成 24 年 8 月、初めて全体的な見直しが行われ、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

【三重県の状況】（平成 24 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。
〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ② 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内 30 の企業、NPO・団体等を訪問し、データの収集・分析を行いました。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。
〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕
- ③ 人権に関する県民意識調査で、さまざまな人権について調査を行いました。
〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕

（2）人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① すべての小中学校及び県立学校等に配付した人権学習教材「わたし かがやく」が授業で活用されるよう、教職員対象に 4 回の連続講座を実施しました。また、人権教育の今日的な課題と情報をホームページで発信しました。今後は、平成 24 年 3 月に発行した人権学習指導資料の活用、カリキュラム作成や教材開発に関する情報を教職員に発信し、授業内容の充実を図る必要があります。
〔広報研究事業／教

育委員会人権教育課)

- ② 人権問題への正しい理解、人権尊重の思想を広く定着させるため、企画パネル展、人権フォトコンテストを実施しました。また、人権問題の解決をめざし、様々な人権課題を取り上げた啓発パンフレット「いろ ai」の配布を行いました。効果的に啓発を進めるためには、市町や多様な主体との連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 三重県自殺対策情報センターを中心に、うつ・自殺などこころの健康問題に関する正しい知識の普及や相談を実施するとともに、家庭、職場、地域などの絆を生かして、うつ病などこころの悩みを持つ人を相談につなげる取組（メンタルパートナー養成）や関係機関・団体による地域自殺・うつ対策ネットワークの構築に取り組みました。今後も、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

（3）人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

- ① 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。
- また、人権に係わる各機関相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座（16 講座、990 名参加）を開催しました。今後も、相談員のスキルアップと他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ② 人権侵害（差別事象）が発生した学校では、その学校が主体的に課題解決を図れるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の実態を的確に把握し、未然防止のための取組を強化するとともに、適切な課題解決ができるよう指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

2 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例 1）自殺防止のため専用電話を設置し、助けを求める相談者に対して、生きる勇気をもてるよう支援する活動や自殺防止の講演会の開催などの啓発活動を行っている団体があります。その団体において、年間、約 7,000 件電話相談を受けています。

（事例 2）経済的な問題を抱える失業者や非正規雇用労働者を支援しようと、県内の弁護士や社会福祉士が市民団体を立ち上げ、それぞれの分野の専門家が連携することにより、幅広い支援を目指しています。

（事例 3）「刑を終えた」障がい者を施設で受け入れるため、施設職員が刑務所を訪問して面談を行うとともに、受け入れに向けて職員に対し研修会を開いている法人があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- いなべ市では、「いのち・愛」をテーマとして啓発活動を行っており、人権連続講座では「自死対策」「性的マイノリティ」などをテーマにした講演会を開催しました。また、広報紙・ホームページでより良く生きるための情報の提供を行うとともに、電話相談窓口を定期的に開設しています。
- 松阪市では、アイヌ民族の理解を深めるために、アイヌ民族との交流や講演会の開催、啓発冊子や教材の作成等に取り組むなど、人権教育・啓発の推進を図っています。また、松浦武四郎記念館では、小・中・高等学校、公民館、自治体などの人権研修を積極的に受け入れ、アイヌ民族の歴史や文化の紹介に努めています。
- 他の市町でも実施する住民向けの講演会や講座、職員向けの研修会などにおいても、「アイヌの人びと」、「性的マイノリティの人々」や「貧困問題」など、さまざまな人権課題をテーマに開催されることが増えています。また、平成24年度は、「震災と人権」をテーマとした講演会・研修会も開催されました。

■ 今後の取組方向（平成25年度以降の取組方向）

- 多様化する現代社会においては、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に示した課題のほかにもさまざまな人権課題が存在します。今日の厳しい社会情勢の中、貧困や格差の問題、雇い止め等労働者をめぐる問題、また、平成24年度はやや減少したものの、なお高い水準で推移する自殺者やその家族への対応など、新たに発生する課題も含めて、人権に関する課題をしっかりと見据え、さまざまな人権課題に対して的確な状況把握に努めます。
- 平成24年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の詳細分析を行い、その分析結果を今後の人権施策に反映していくとともに、平成27年度を目指す「三重県人権施策基本方針」の改定にかかる基礎資料として活用します。
- 今後とも人権連絡施設を推進する中で、人権をめぐる社会の動向を把握し、現状への理解と課題認識を深めるとともに、幅広く、啓発・広報に努めます。

注) 相対的貧困率

すべての国民を所得順に並べて、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合をいいます。主に国民の間の経済格差を示しますが、資産は含みません。これとは別に、所得が定められた最低水準額に満たない人の割合を示す「絶対的貧困率」もあります。

注) 性的マイノリティの人びと

生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういふ対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方などをいいます。

2013（平成25）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2013（平成25）年10月発行

三重県 環境生活部 人権課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069
E-mail jinken@pref.mie.jp